

後任者引継

平成 14 年 6 月

税相版 誤りやすい事例集

東京国税局 税務相談室

平成 14 年 6 月 26 日

各局（所）税務相談室 庶務担当 御中

東京国税局 税務相談室
テレホン審理担当（担当者：倉光）

「税相版 誤りやすい事例集」の訂正について

先日、参考のためお送りいたしました当室作成の「税相版 誤りやすい事例集」につきまして、一部訂正がありましたので、連絡いたします。ご迷惑をおかけしました。

訂正箇所

- P 4 4 番号 3 2 と番号 3 5 の事例が重複 ⇒ 番号 3 5 を削除してください
- P 5 4 番号 8 2 の「正しい答え」欄（下線部が訂正箇所）

（正）

5 0 % 減額対象にしかない

（誤）

8 0 % 減額対象にしかない

以上

訂正箇所

- (1) 7ページ番号33の「正しい答え」欄の「相続人」は「被相続人」の誤りです。
- (2) 8ページ番号38の「正しい答え」欄の不開示部分に記載すべき文言は「未満」です。
- (3) 9ページ番号44の「正しい答え」欄の不開示部分に記載すべき文言は「更正の請求の期限の起算日」です。
- (4) 29ページ番号142の「根拠法令等」欄の「措法41の14」は「措法41の15」の誤りです。
- (5) 57ページ番号100の「正しい答え」欄の「場合にのみ許困難」は「場合にのみ、困難」の誤りです。
- (6) 65ページ番号135の「正しい答え」欄の不開示部分に記載すべき文言は「70%」です。

目 次

税 目	区 分	番 号	誤 り や す い 事 項	頁
所 得	青色申告	1	期限後申告の青色申告特別控除55（45）万円	1
		2	修正申告と青色申告特別控除55（45）万円	
		3	青色申告者の純損失の繰越控除・繰戻し	
		4	事業を引き継いだ相続人の青色申告承認申請書の提出期限	
		5	青色申告者の扶養控除判定	2
		6	事業的規模に至らない不動産所得者の青色申告特別控除	
		7	事業所得が赤字で、事業的規模に至らない不動産所得が黒字のときの55（45）万円の青色申告特別控除	
		8	青色申告者の純損失の繰越控除と、居住用財産の譲渡損失の繰越控除の関係	
	医療費	9	支払った医療費の額を上回る補てん金がある場合	3
		10	健康保険組合等が発行した「医療費のお知らせ」による医療費控	
		11	「出産手当金」や「傷病手当金」は支払った医療費から控除すべきか	
		12	予防接種の費用	
		13	介護保険による訪問介護（ホームヘルプサービス）のみを受けている場合の医療費控除の可否	
		14	医療費控除の適用が受けられる者の判定	
		15	医療費控除におけるメガネ、補聴器の購入費用	
		16	金やセラミックなど健康保険の適用がない歯の治療費	
	課税関係	17	遺族年金	4
		18	失業保険給付金	
		19	外貨預金等の為替差損益	
		20	外貨建てMMFの譲渡（解約）に伴う為替差損益の課税関係	
		21	米国に居住する者が所有する骨董品を日本のオークションで売却した場合の課税関係	5
		22	サッカーくじ当選金	
		23	被相続人の死亡によって取得した生命保険金の課税関係	
		24	労働基準法第20条による退職予告手当	
		25	保険期間が5年以下の一時払養老保険又は一時払損害保険等の差益	6
		26	外国にある預金の利子	
		27	非居住者が受け取る家賃収入	
		28	生命保険等の傷害給付金	
		29	非永住者の送金課税	
	減価償却	30	相続で取得した業務用建物の償却方法	7
		31	被相続人が定率法で償却していた業務用建物を相続人が定額法で償却する場合	
		32	減価償却資産の現に採用している償却方法の変更の届出期限	
		33	相続により取得した減価償却資産の耐用年数	
		34	中古資産を取得した場合の耐用年数	8
		35	有形減価償却資産の償却可能限度額	
		36	減価償却資産の償却方法の変更	
		37	賃借建物に対する内部造作の耐用年数	
		38	共有する減価償却資産（総額15万円）の取得価額	9
		39	法人成りをしたときの一括償却資産の法人への引継	
		40	定期借地権の権利金（返還されない）の償却	
		41	一時所得の確定申告義務（合計所得の判定）	
	申 告	42	確定申告書に記載しなかった少額配当	9
		43	確定申告義務のないサラリーマン等が還付申告書を提出できる期間	
		44	確定申告義務のないサラリーマン等が過年分の申告をした場合の更正の請求のできる期間	
		45	修正申告の様式	

所得	申告	46 死亡の場合の確定申告書の提出方法	10
		47 支払調書の確定申告書への添付義務	
		48 未分割不動産から生ずる所得の帰属者について	
		49 未分割不動産から生ずる所得を法定相続分で申告した後に法定相続分と異なる相続をしたとき	
		50 使用貸借（無償）している土地から生ずる所得の帰属者について	
		51 共有賃貸アパートの申告義務	11
		52 少額配当の申告不要制度	
		53 少額配当を申告する場合	
		54 誤った源泉徴収と確定申告	
		55 源泉徴収税額が未納である場合の還付申告	
	住 借	56 建築請負以外の建築士に支払った設計料	12
		57 一時空家・貸家等にした場合	
		58 死亡した日の属する年の住借適用の可否	
		59 相続により取得した住宅に係る借入金	
		60 非居住期間中に取得した住宅の住借の適用	
		61 住宅借入金等特別控除の対象となる借入金等（同時に住宅資金贈与の特例も受ける場合）	13
		62 新築による住借の対象となっていた借入金（住宅と土地のそれぞれ別の借入金）が住宅の繰上げ返済等により土地部分のみになった	
		63 共有家屋の連帯保証人と住宅借入金等特別控除	
		64 取得の日前20年4ヵ月経過した中古木造住宅を取得した場合	
		65 連帯債務で共有取得した場合の借入金	
		66 居住の年3年前後の居住用特別控除と住宅借入金控除の重複適用	14
		67 耐火建築物の範囲に軽量鉄骨造は含まれるか	
		68 金融機関から1%に満たない金利の借入金	
	所得区分	69 事業用資産に係る損害保険の満期保険金	15
		70 事業用車両の売却の所得区分	
		71 給与所得者のストックオプション（非適格）課税	
		72 事業用運転資金の預貯金の利子	
		73 還付加算金	
		74 匿名組合からの配当	
		75 スtockオプションを退職後に権利行使した場合	
		76 外国の法令に基づく社会保険制度等の年金	16
	所得計算	77 共有賃貸アパート等の事業的規模の判定	
		78 家内労働者等の所得計算の特例	
		79 複数の受取保険金があるときの一時所得の計算	
		80 退職時に取得した保険契約の満期返戻金とその所得計算	
		81 派遣社員等の通勤手当の取扱いについて	
		82 家賃等の収入金額の計上時期	
		83 医師年金又は歯科医師年金の掛金	
		84 外国のストックオプションの権利行使と国内源泉所得の範囲	17
	所得控除	85 詐欺による損失の雑損控除の可否	
		86 給与所得者の特定支出控除	
		87 扶養している妻の年金から天引きされる介護保険料	
		88 「愛の手帳」による障害者の判定	
		89 「療育手帳」による障害者の判定	18
		90 非居住者であった期間に支払った社会保険料を居住者になった後に社会保険料控除できるか	
		91 雑損控除の範囲	
		92 損害保険料控除の対象	
		93 お寺・神社への寄付金	
		94 所得控除における寡婦の範囲	19
		95 現金が盗難にあった場合の雑損控除の控除額	
		96 総合課税の所得を有する非居住者に係る所得控除	
		97 申告分離課税と所得控除	
		98 老年者控除等	
		99 老年者の判定における合計所得金額の意義	20
		100 65歳に達する前に死亡した者の老年者控除	

所得	所得控除 外税控除	101	老年者控除等の合計所得の判定と株式譲渡の100万円控除	21
		102	控除されるべき外国税額控除額による還付	
		103	台湾で支払った所得税相当額の外国税額控除	
		104	円建て中国債とみなし外国税額控除（タックス・スペリング・クレジット）	
		105	日本の居住者（国内源泉所得のみ有する者）が米国に申告した場合の外税控除の適用の可否	
	損益通算	106	一時所得がある場合	22
		107	別荘を不動産貸付としている場合の損益通算の可否	
		108	ゴルフ会員権及び自家用車の譲渡損失の損益通算	
		109	空地の譲渡損失の損益通算	
		110	レジャークラブの会員権（預託金返還請求権と施設利用権が渾然一体となっている）の譲渡損失の損益通算	
		111	生活に必要なでない資産の災害、盗難、横領による損失	
	非居住者	112		23
		113	査証（ビザ）と居住形態との関係	
		114	非居住者が居住者となった者に支払われる退職金	
		115	給与（国内源泉所得）を国外の者から支払われる場合	
		116	PE（恒久的施設）の判定（貸家）	
		117	納税地	
	必要経費	118	非居住者の交通費	24
		119	相続で取得した業務用不動産の登録免許税	
	必要経費	120	不動産所得に係る土地等の取得の借入金利子の扱い	25
		121	事業的規模に至らない不動産所得の青色事業専従者給与	
		122	マンション管理組合に支払った修繕積立金	
		123	不動産所得の赤字と土地等の取得に係る借入金利子	
		124	事業主が死亡した際に支払われた葬式費用	
		125	専従者控除（白色）	
		126	青色専従者給与（新規開業・廃業等）	
		127	他に職業等を有する者の専従者控除（給与）	
		128	2以上の共有者（生計を一にしている）がいる不動産所得に係る専従者給与	
		129	家族従業員	
	必要経費	130	青色専従者の退職金	26
		131	塗装費用の資本的支出と修繕費の区分	
		132	雑所得の計算上生ずる損失の金額	
		133	事業的規模に至らない不動産所得を生ずべき業務の用に供される資産を取り壊した場合の所得計算	
		134	生計を一にする親族間での必要経費の特例	
		135	業務の用に供している底地を取得した場合に納付した不動産取得税の経費計上	
		136	不動産貸付業務を開始する前の賃貸マンション建設のための借入金利子	
		137	外国の所得税の必要経費	
		138	交際費	
	扶養関係	139	扶養控除判定の際の源泉分離課税の利子所得	27
		140	外国留学の子供の扶養判定	
		141	配偶者特別控除	
		142	扶養親族や控除対象配偶者に特別障害者がいる場合	
		143	死亡による準確定申告に於ける扶養控除	
		144	同居老親の判定（治療のために病院に入院している者）	
		145	同居老親の判定（同一敷地内別棟に居住している者）	
		146	一夫多妻制の妻の配偶者控除	
		147	給与の支払いのない青色事業専従者の配偶者控除	
	その他	148	国外送金	30
		149	納税地の異動及び選択届出書の提出先	
		150	還付金の振込口座（外国銀行）	
		151	納税地の異動の届出と振替納税	
				31

税目	区分	番号	誤りやすい事項	頁
源泉	給与	1	役員がハイヤーを通勤や業務に使用している場合	32
		2	日本で採用した外国人のホームリープ旅費	
		3	病院が従業員等に対する治療費の減免	
		4	派遣社員に支給する決算賞与	
		5	あらかじめ定められた雇用期間が2か月以内のアルバイトの給与に適用する源泉徴収税額表	
		6	昼食等の支給が課税となる場合	
		7	中途入社（前勤務先あり）の年末調整の仕方	
	報酬	8		33
		9	地方公共団体が外部監査制度により公認会計士や税理士に支払う報酬	
	退職	10	法人に支払う建築士の報酬を誤って源泉徴収した場合	
		11	退職給与規定の改正や廃止に伴う退職金	34
		12	定年退職者に対する海外慰安旅行	
		13	退職所得控除の基礎となる勤続年数の計算	
		14	勤務を継続する役員に支払われる退職手当	
	非居住者	15	租税条約が国内法の税率より高い税率を定めている場合	35
		16	香港法人に対する日中租税協定の適用の可否	
		17		
		18	非居住者に支払う建物の設計料	
		19	米国法人に支払うソフトウェアの譲渡対価	
		20		
		21	非居住者に支払う翻訳料	
		22	中国人留学生のアルバイト賃金源泉徴収の要否	
	その他	23	非居住者が内国法人の役員として国外で行う勤務に基づいて受ける給与・報酬に対する源泉徴収	36
		24	使用人が海外勤務により、非居住者となった後に支給を受ける賞与で国内及び国外双方の勤務に基づくものに対する源泉徴収	
		25	源泉徴収を交付してもらえない場合	37
	その他	26	特定非営利活動法人（NPO）に支払う銀行預金利子等	
		27	住職が他の宗教法人から受ける用僧料	
		28	宗教法人や人格のない社団の源泉徴収義務の有無	
		29	役員報酬の一部が未払いのまま、支払時に全額を源泉徴収した場合	
		30	源泉所得税と消費税	

税 目	区 分	番 号	誤 り や す い 事 項	頁
譲渡	居住用	1	家屋を取り壊した後、その敷地と庭部分を別々の者に分けて譲渡した場合の居住用財産の譲渡の特例の適用	38
		2	店舗併用住宅の譲渡の居住用財産の特別控除	
		3		
		4	居住用財産の譲渡に係る特別控除	
		5	土地のみを所有している場合の居住用財産の譲渡所得の3千万円控除	
		6	居住用財産の特別控除の特例	39
		7	居住用の家屋を取壊してから譲渡した場合の居住用財産の譲渡所得の特例	
		8	居住用財産の譲渡の3000万円控除	
		9	店舗併用住宅を譲渡した場合の居住用財産の特別控除の特例	
		10	相続による取得後、居住の用に供したことがない家屋を譲渡した場合の軽減税率及び3千万控除の適用	
		11	居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例における借入金を繰上げ返済した場合の取扱い	40
		12	居住用財産を兄弟へ譲渡した場合の3000万円特別控除の可否	
	計算	13	同一年分に複数の譲渡物件があった場合の長期譲渡所得の特別控除(100万円)	
		14	長期譲渡所得か短期譲渡所得かの判定	
		15	譲渡所得の特別控除	
		16	国外にある土地を外貨で売買した場合の所得計算と為替差益	
		17	相続財産の分割に当たって土地建物を代償財産として交付した場合の課税関係	
	交換	18	親子間で時価の異なる(差額20%以内)土地を交換し、差金を授受しない場合の計算	41
		19	区があらかじめ購入していた土地との交換に係る交換の特例の適用について	
		20	青空駐車場と宅地の交換に係る交換の特例の適用について	
		21	共有持分と共有持分の交換に係る交換の特例の適用について	
		22	等価交換と交換の区分について	
		23	交換差金のある場合の分離長期譲渡所得の100万円の特別控除	42
		24	固定資産の交換の特例を受けて取得した資産を、その後再び譲渡して固定資産の交換の特例を受ける場合の、所有期間(1年以	
	ゴルフ	25	ゴルフ場が破綻しプレー権が消滅した会員権を業者に低額で譲渡した(下取りしてもらった)場合の譲渡損失に係る損益通算	
	財産分与	26	離婚に伴う財産分与として不動産を譲渡した場合	
	事業用買換	27	事業用資産の買換特例の要件	43
		28	特定の事業用の資産の買換えの計算(譲渡資産よりも高い買換資産を取得した場合)	
		29	収用事業のため、市に事業用土地建物を譲渡した場合の事業用資産の買換えの特例の適用	
	収用	30	収用の代替資産の特例(措法33)を適用する場合に代替資産を複数回取得することの可否	
		31	収用の代替資産の特例(措法33)を適用する際の代替資産の範囲	
	取得時期	32	不動産を時価の2分の1未満で取得した場合の取得時期	44
	取得費	33	取得費に算入される不動産所得税、登録免許税について	
		34	建物の取得価額が不明な場合の計算	
		35	不動産を時価の2分の1未満で取得した場合の取得価額	

譲渡	取得費	36	土地賃貸借契約（借地契約）の更新の際支払った更新料の取扱い	45
		37	収用事業で借家権の補償金を受領した場合の譲渡所得の計算上、概算取得費（5％）を控除することの可否	
		38	借入れして取得した未使用土地に係る支払利息の取得費への算入の可否	
		39	居住用マンションを譲渡した場合の建物の取得費の計算	
	取得費加算	40	農地等の納税猶予を受けている相続税の取得費加算	46
	譲渡費用	41	個人所有土地と、その土地上の法人所有アパートを同時に譲渡した際、アパートの住民に対して支払った立退料の譲渡費用性	
		42	更地渡し条件（建物を取り壊して引き渡す場合）の土地譲渡の際の譲渡費用	
	その他	43	未利用土地の譲渡損失の損益通算	
	負担付贈与	44	不動産を個人に負担付贈与した場合の譲渡所得の収入金額	47
	保証債務	45	保証債務の履行のための譲渡について	
		46	保証債務の履行のために譲渡した場合の特例の対象となる保証債務の履行	
		47	保証債務の履行のために譲渡した場合の特例の対象となる保証債務の範囲	
	みなし譲渡	48	配当還元方式で評価する従業員が、自社株（純資産では1株1,200円、配当還元では250円、額面500円）を額面で発行法人に譲渡した場合	48
		49	借地権の設定の対価として時価の1/2以上であるが、地代年額の20倍以内の権利金を受領した場合の所得区分	
		50	個人が、時価以下で法人に不動産を売却した場合	
		51	個人又は法人に対して低額譲渡があった場合の課税関係	
		52	法人に土地を寄附した場合の課税	
	有価証券	53	申告分離課税の株式等の譲渡所得の計算上生じた損失の金額の、株式等以外の他の譲渡所得との通算の可否	49
		54	株式の譲渡による所得の所得区分	
		55	100万円控除適用において、同一銘柄の株式を複数回にわたり取得した場合の株式譲渡所得の金額の計算上における取得費の計	
		56	株式の譲渡所得の計算上、同一銘柄で、取得価額が不明のものと	
		57	明らかにものがある場合の概算取得費（5％）の適用の可否	49
		58	株式の譲渡による所得の確定申告の際の計算明細書の添付	
		59	税制適格ストックオプションを行使して取得した株式を譲渡した場合の取得価額	
		60	いわゆる投資信託を売却した場合の譲渡益への課税	

税目	区分	番号	誤りやすい事項	頁
相続	遺産分割	61	「法定相続分」と遺産分割	50
		62	相続税の当初申告を、未分割のため、法定相続分で行っていた後に、分割が確定した場合の手続き	
		63	相続人でない孫が取得した財産への課税関係	
	課税価格	64	被相続人が外国人で、外国に居住している相続人と日本に居住している相続人がいる場合の計算	51
		65	法定相続人以外の者（孫）への生前贈与していた場合の相続税の課税価格の3年以内加算	
		66	相続人以外の者に死因贈与（死亡を原因とする贈与）した場合の課税の取扱いについて	
		67	国内に住所を有しない者が相続により財産を取得した場合の相続税の課税範囲	
	基礎控除	68	被相続人の養子が既に死亡しているため、当該養子の子3人（被相続人の孫）が代襲相続した場合の法定相続人の数	51
		69	被相続人の母が相続放棄し、兄弟姉妹が相続人となった場合の法定相続人の数	
		70	相続人の身分が重複した場合（養子であり、かつ、代襲相続人）の基礎控除の計算	
	債務控除	71	固定資産税の債務控除の計上	52
		72	遺贈により財産を取得した者の債務控除	
	相続人	73	兄弟姉妹の子の相続権について	52
		74	相続放棄について	
	生命保険金	75	生命保険金の受取人が、離婚した妻となっていた場合の保険金の取扱い	53
		76	生命保険金の受取金額について	
		77	生命保険金の非課税金額（500万円×法定相続人数）の控除について	
		78	みなし相続財産となる生命保険金について	
		79	死亡により受取人が取得した生命保険金を遺産分割することの可否	
		80	被相続人の死亡によって取得した生命保険金の課税関係	
	退職手当金	81	弔慰金に対する相続課税	54
	小規模宅地	82	不動産貸付を事業的規模で行っていた場合の小規模宅地の特例	
		83	特養ホームに入所したために、空家となった被相続人の自宅への小規模宅地の特例の適用	
		84	同一敷地内に建物が2棟ある場合の、小規模宅地適用の判定	
		85	1棟の建物（区分所有建物）の敷地に係る特定居住用小規模宅地等の特例について	
		86	数種の小規模宅地等がある場合の限度面積計算について	
		87	特定事業用の小規模宅地の課税の特例（一棟の建物の敷地）	
		88	貸家併用住宅の敷地で、貸家建付地として評価された部分についての特定居住用宅地の小規模宅地の特例の適用の可否	
		89	被相続人が農業を営んでいた場合の農地に対する小規模宅地の特例の適用の可否	
	計算	90	相続税の申告義務の判定	56
	配偶者控除	91	配偶者控除の計算について	
		92	配偶者の税額軽減	
	2割加算	93	相続税額の2割加算	56
	税額控除	94	アメリカ合衆国に居住していた者が死亡した場合に制限納税義務者である未成年者が日本国内財産を相続した場合の未成年者控除	
	申告	95	未成年者が相続税の申告をする場合の代理人の要否	57
		96	相続税の申告期限前に出国した者の申告期限	
		97	相続税の課税時期	
		98	相続税の申告期限	
	納税猶予	99	相続税の納税猶予を受けている農地に収用事業があり、譲渡した場合の納期限の確定	58
	物納	100	延納と物納	
		101	物納できる財産	
	その他	102	相続税に関する不服申立ての相手方	58

税目	区分	番号	誤りやすい事項	頁
贈与	課税価格	103	毎年110万円づつ、10年間贈与する契約をした場合の贈与課税の取り扱い	59
	経済的利益	104	債務超過の同族会社が役員から債務免除を受け、株価が増加した場合の経済的利益のみなし贈与課税	
		105	共有の土地を分筆して単独所有に変更した場合の贈与課税	
		106	使用貸借により土地を借り受けた場合の経済的利益の課税	
	住宅資金	107	物件で贈与を受けた場合の住宅取得資金の贈与の特例の適用	60
		108	両親から住宅取得資金の贈与を受けた場合の計算	
		109	住宅取得資金の贈与の特例対象限度額	
		110	土地を先行取得し、その上に建物を建築した場合の住宅取得資金の贈与の特例適用の可否	
		111	住宅取得資金の贈与を受け、購入した家屋のローンの返済に充てた場合	
		112	住宅取得資金の贈与の特例の対象となる家屋の床面積の判定（共有で取得した場合）	61
		113	住宅取得資金の贈与の特例適用による申告義務	
		114	住宅増改築資金の贈与の特例で共有物件に対する増改築費用の判断	
		115	配偶者の親から住宅取得資金の贈与を受けた場合の特例の適用	
	使用貸借	116	使用貸借による土地の借受けがあった場合の贈与税の課税関係	62
	申告	117	申告義務	
		118	贈与税の申告期間	
	低額譲受	119	親族間において路線価による土地の譲渡があった場合の課税関係	62
		120	親族間の土地売買	

税 目	区 分	番 号	誤 り や す い 事 項	頁
財産評価	株式	121	評価会社の資産に、取引相場のない株式がある場合の評価	63
		122	評価会社が3年以内に取得したアパート及びその敷地を保有している場合の当該アパートの敷地の評価	
		123	取引相場のない国外の会社の株式の評価	
		124	評価会社のB/S上に「借地権」として表示されているものの評価	
		125	合名会社、合資会社の持分払戻請求権の評価について	
		126	取引相場のない株式の評価方法の判定（同族株主になるかどうかの判定）	64
		127	配当還元方式で株を評価する場合に、評価会社が無配当の場合	
		128	取引相場のない株式の評価で使用する「類似業種業種目別株価表」は、インターネット上で公開しているか	
		129	評価会社のB/S上に税効果会計の「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」が計上されている場合の取扱い	
	土地	130	自己の土地上に建てたアパートを親族に贈与し、その土地は使用貸借により貸し付けることとした場合の土地の評価	65
		131	貸家併用住宅の敷地の評価について	
		132	二方路線影響加算か側方路線影響加算かの判定について	
		133	側方路線に宅地の一部が接している場合の評価について	
		134	特定路線価を設定した場合の側方路線影響加算について	
		135	セットバックを必要とする宅地の評価について	66
		136	倍率方式で計算する農地の宅地造成費控除について	
		137	倍率地域の固定資産税評価額	
		138	生産緑地の評価	
		139	土地の負担付贈与を受けた場合の評価	
		140	私道（不特定多数の者が通行）に接している宅地の評価	67
		141	路線価の付される地域	
		142	宅地比準で評価する市街地農地の固定資産評価額に乗じる倍率の種類	
		143	宅地の下落修正がされている固定資産評価額が付された宅地の倍率方式による評価	
		144	掛け地補正と、宅地造成費控除を併用することの可否	

税目	区分	番号	誤りやすい事項	頁
法人	圧縮記帳	1	盗難にあい保険金等を取得した場合の「保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳」の適否	68
		2	収用等のあった日(収用等があった場合の固定資産の収益計上時期)	
	受取配当等	3	受取配当等の益金不算入の計算上の総資産の価額	
		4	自己株式に配当した場合の受取配当等の益金不算入の適用	
		5		
	寄附金	6	人格のない社団等のみなし寄附金	69
		7	未払寄附金の損金算入限度額の計算	
	繰越欠損金	8	事業年度順と異なった順序で申告した場合の青色欠損金の繰越控除の適用	
		9	白色申告法人の繰越欠損金控除	70
	繰延資産	10	繰延資産の除却損失	
	減価償却	11	共有の減価償却資産の10万円未満の判定	
		12	一括償却資産の損金算入限度額	71
		13	事業年度が1年未満の場合の償却限度額の計算	
		14	電話加入権の償却(少額資産の損金算入)	
		15	賃借建物に対する内部造作の耐用年数	72
		16	一括償却資産の除却等の処理	
		17	20万円未満のソフトウェアを一括償却資産に含めることの是非	
		18	営業権の減価償却	73
		19	少額減価償却資産の損金算入時期	
		20	社歌と著作権	
		21	少額減価償却資産の損金算入金額	74
		22	一括償却資産の損金算入期間	
		23	定期借地権を設定して建物を建築した場合の減価償却計算	
		24	減価償却の償却限度額の円未満の端数処理	75
	公益法人等	25	公益法人又は人格のない社団が解散する場合の申告	
		26	NPO法人の取扱い	
		27	人格のない社団等がNPO法人となった場合の青色欠損金の引継ぎの可否	76
		28	中間法人の取扱い	
		29	公益法人等の収益事業について	
	交際費	30	未払交際費等の損金不算入額の計算	77
	資本的支出	31	資本的支出と修繕費の区分	
	借地権	32	定期借地権の設定に際し支払った借地権利金等	
	収入	33	不動産賃貸収入の収入計上の時期	78
	申告・手続き	34	提出期限の延長を受けている場合の更正の請求の提出期限	
		35	中間申告と期限後申告	
		36	臨時株主総会で決算書を訂正して更正の請求をすることの可否	79
	税額計算	37	医療法人に係る同族会社の留保金課税の適否	
		38	非同族の同族法人の留保金課税	
	税額控除	39	利子に係る所得税額控除	80
		40	外国税額控除の還付	
	組織再編	41	組織再編成における青色欠損金額の引継ぎ	
	租税公課	42	税抜経理方式を採用している場合の消費税額の損金算入時期	81
		43	税込経理方式を採用している場合の消費税額の損金算入時期	
	その他	44	債務者の資産状態等から債権金額よりも低い価額で取得したいわゆる不良債権の取得価額	
		45	法人成りの場合の設立期間中に生じた損益の計上時期	

法人	その他 引当金	46	同族判定における自己株式	77
		47	個別評価金銭債権の貸倒引当金の繰入について	
		48	破産に係る個別評価金銭債権の貸倒引当金の繰り入れ	
		49	貸倒引当金の一括評価債権の繰入れ限度額の計算上、実質的に債権とみられない金額を控除することの要否	
		50	期末が休日である場合の期末満期手形を貸倒引当金の対象となる金銭債権に含めることの可否	
		51	子会社再建のための債務免除があった場合の貸倒引当金の貸倒実績率の計算	
	費用・損失	52	市場価格が下落しているゴルフ会員権（預託金方式）の評価損	78
		53	各人ごとに確定した利益処分による役員賞与を支払わないこととした場合	
		54	役員及び使用人の大部分が特殊関係者である法人が契約する養老保険の保険料の取り扱い	
		55	取引先破産の場合の貸倒損失	
		56	法律上の貸倒れの時期	79
		57	新聞購読料と短期前払費用	
		58	役員報酬の日割計上	
		59	合名会社又は合資会社の無限責任社員と役員の範囲	
	報酬給与	60	使用人兼務役員が常務取締役役員となった場合に支給した使用人部分に係る退職給与の打切り支給	80
	有価証券	61	有価証券の時価評価	
	留保金	62	従業員持株会がある会社の留保金課税	

税目	区分	番号	誤りやすい事項	頁
消費	納税義務	1	個人事業者が法人成りした場合の納税義務	81
		2	人格のない社団の課税関係	
		3	外国法人が日本で事業を開始した場合の納税義務	
		4	匿名組合契約による事業の納税義務者	
		5	輸出売上有る場合の基準期間における課税売上高の計算	
		6	課税期間の特例を選択している法人の基準期間	82
		7	基準期間における課税売上高の計算	
		8	基準期間がない法人の納税義務の免除「特例」が適用される法人の判定	
		9	資本金1千万円で設立した法人の3期目の納税義務	
		10	免税事業者が、合併により課税事業者となった事業年度の申告	
	課否判定	11	商品券発行の課否	83
		12	東京都のごみシールの課否	
		13	営業譲渡に伴って行われる資産の移転の課否	
		14	会社分割に伴って行われる資産の移転の課否	
		15	現物出資・事後設立に伴って行われる資産の移転の課否	
		16	ゴルフ会員権を譲渡した場合の課否	84
		17	ゴルフ会員権の買取償却の課否	
		18	ゴルフ会員権の預託金の返還を受けた場合の課否	
		19	駐車場の貸付けの対価の課否	
		20	個人事業者の生活用資産を売却した場合の課否	
		21	個人事業者の廃業に伴う事業用資産の譲渡の課否	85
		22	居住用に貸し付け、不動産所得を生じていた建物を譲渡した場合の課税	
		23	消費者にPHSを無償で販売した場合の課否	
		24	クレジット手数料の課否	
	課税標準	25	特約店以外の販売店が行う軽油販売の消費税の課税標準	86
		26	建物の譲渡価格に未経過固定資産税相当額を上乗せして販売する場合の課税標準	
	仕入控除	27	車の購入に際し下取りがある場合の仕入控除	87
		28	課税売上がない課税期間の仕入税額控除	
		29	講師謝金を商品券で支払った場合の取扱い	
		30	有価証券の売買手数料に係る仕入控除	
		31	MMFを譲渡（解約）した場合の課否及び課税売上割合の計算	
		32	火災保険金で新築した建物の課税仕入れ	88
		33	所得税法の非課税限度額を超える通勤手当に係る仕入控除	
		34	仕入先が免税事業者の場合の仕入控除	
	輸入取引	35	輸入取引の課税標準	89
		36	無償で貨物を輸入する場合の課否	
	簡易課税	37	ゲームソフトを自ら開発し、パッケージソフトとして量産して事業者に販売した場合の業種区分	88
		38	タイヤ交換と工賃の業種区分	
		39	ホテル内での自動販売機による飲料水販売の業種区分	
		40	ホテル内の部屋に設置された冷蔵庫による飲料水の販売の業種区分	
		41	簡易課税適用者の基準期間における課税売上高が2億円超となった後再び2億円以下となった場合	
	申告納付	42	「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、翌課税期間開始の日前に、取り下げすることの可否	89
		43	法人税の申告期限延長特例を受けている場合の消費税の確定申告期限	

税 目	区 分	番 号	誤 り や す い 事 項	頁
印紙		1	営業に関しない受取書	90
		2	公益法人が作成する領収書	
		3	納税証明書の請求に収入印紙を貼る必要性及び消印	
		4	売上代金以外の受取書	
		5	請負契約と委任契約の判断	
		6	作成場所（日本国内か国外か）について	91
		7	文書名による課非判定	
		8	クレジットで商品を販売した時に作成する領収書	
		9	医師が発行する領収書	
		10	課税文書に貼付した収入印紙の消印	
		11	未使用の収入印紙に対する印紙税の還付	92
		12	1年以上にわたって使用する通帳、判取帳	
		13	消費税の免税業者が消費税相当額を区分記載して作成した金銭の受取書	
		14	自宅を売却したときの金銭の受取書	
		15	2号文書と7号文書とに該当する場合の所属	
		16	見積書を引用している注文書（請負）の課否等	
		17	売上代金に係る受取書を再発行した場合	93

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号 1	区 分 青色申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	55（45）万円まで控除できる	措法25の2
	期限後申告の青色申告特別控除55（45）万円	正しい答え 期限後は、10万円までしか認められない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 2	区 分 青色申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	当初の期限内申告で35万円の青色申告特別控除（所得が少ないため）を適用していたが、修正申告で所得が増額したため、55万円の青色申告特別控除を適用した	措法25の2⑤
	修正申告と青色申告特別控除55（45）万円	正しい答え 当初の期限内申告で記載した35万円までの控除となる	その他(コメント・作成年月) 10万円控除は、そのような制限はない 平成14年6月作成
番号 3	区 分 青色申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	純損失の生じた年分について期限後申告しても適用できる	所法70④、140④
	青色申告者の純損失の繰越控除・繰戻し	正しい答え 適用不可、純損失の生じた年分について期限内申告する必要がある	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 4	区 分 青色申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内である	所法147、所基通144-1、図解所得税(13年版)P23
	事業を引き継いだ相続人の青色申告承認申請書の提出期限	正しい答え 死亡の日が1/1～8/31の場合4ヶ月以内、9/1から10/31の場合12/31、11/1～12/31の場合翌年2/15である	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 5	区 分 青色申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	青色申告者が他の者の扶養控除等に該当するかどうかは、譲渡所得の特別控除と同様に青色申告特別控除前の所得金額で判定する	措法25の2①
	青色申告者の扶養控除判定	正しい答え 青色申告者にとっては青色申告特別控除後の金額で判定することになっている	その他(コメント・作成年月) 納税者からの照会が多い事項である 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号 6	区 分	青色申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		55（45）万円控除の適用できる	措法25の2③、所得税質疑応答集(13年版)P712
	事業的規模に至らない不動産所得者の青色申告特別控除		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			55（45）万円控除は適用できず、10万円までである	
平成14年6月作成				
番号 7	区 分	青色申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		事業所得が赤字であるため、不動産所得から10万円の青色申告特別控除を適用する	措法25の2④、青色申告者のための貸借対照表作成の手引(冊子)P11
	事業所得が赤字で、事業的規模に至らない不動産所得が黒字のときの55（45）万円の青色申告特別控除		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			事業的規模に至らない不動産所得から55（45）万円特別控除を適用する	
平成14年6月作成				
番号 8	区 分	青色申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		青色申告者の場合は譲渡損失の繰越しがあれば翌年以後3年間繰越控除できる	所法70①、措法41の5④
	青色申告者の純損失の繰越控除と、居住用財産の譲渡損失の繰越控除の関係		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			居住用財産の譲渡損失の繰越控除は一定の要件を満たせば青白にかかわりなくできるが、要件を満たさなければ青色でも繰り越すことはできない	根拠をよく聞かれる
平成14年6月作成				
番号 9	区 分	医療費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		上回った補てん金を他の医療費から控除する	所基通73-8、税務相談事例集(13年版)P1100
	支払った医療費の額を上回る補てん金がある場合		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			補てんの対象となった医療費から控除し、他の医療費からは控除しない	
平成14年6月作成				
番号 10	区 分	医療費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		医療費控除は認められる	所法73、図解所得税(13年版)P335
	健康保険組合等が発行した「医療費のお知らせ」による医療費控除の可否		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			「医療費のお知らせ」は領収証ではないので、医療費控除は認められない	確申期に問い合わせが多い
平成14年6月作成				

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

区 分	医療費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	控除すべきである	所基通73-8、73-9、図解所得税(13年版)P334
11	「出産手当金」や「傷病手当金」は支払った医療費から控除すべきか	正しい答え 補てん金に該当せず、控除する必要はない	その他(コメント・作成年月) 出産育児一時金等は、補てん金等に該当する 平成14年6月作成

区 分	医療費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	医療費控除の対象となる	所法73
12	予防接種の費用	正しい答え 疾病の治療に伴うものでないのではない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	医療費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	自己負担の金額が医療費控除の対象となる	個人課税課情報第2号(平成13年1月31日庁個人課税課)P7～8
13	介護保険による訪問介護(ホームヘルプサービス)のみを受けている場合の医療費控除の可否	正しい答え 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護のいずれかと併せて利用する場合のみ対象となる	その他(コメント・作成年月) 介護保険関係は、かなり複雑である 平成14年6月作成

区 分	医療費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	生計を一にする者のうち、所得金額の大きい者から控除できる	所法73①
14	医療費控除の適用が受けられる者の判定	正しい答え 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った者	その他(コメント・作成年月) 納税者が誤解していることが多い 平成14年6月作成

区 分	医療費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	医療費控除の対象となる医療費に該当する	所基通73-3
15	医療費控除におけるメガネ、補聴器の購入費用	正しい答え 通常のメガネや高齢者の使用する補聴器の購入費用は対象外である	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号 16	区 分	医療費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	金やセラミックなど健康保険の適用がない歯の治療費	医療費控除の対象外である	医療費控除と住宅借入金控除等特別控除の手引(12年版) P11
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
				平成14年6月作成
番号 17	区 分	課税関係	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	遺族年金	課税である	所法9①三、国民年金法25、確定申告の手引(税研)P1、図解所得税(13年版)P15
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			非課税である	平成14年6月作成
番号 18	区 分	課税関係	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	失業保険給付金	給与又は雑所得として申告する	雇用保険法12
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			雇用保険法の規定により非課税所得となる	各種個別法に非課税の規定があるので注意 平成14年6月作成
番号 19	区 分	課税関係	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	外貨預金等の為替差損益	外貨預金等の為替差損益は(実際に円転しなくても)年末のレートで計算し、雑所得として申告を要す	
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			外貨預金を実際に円転(換金)するまでは、為替差損益を認識しない(未実現とされる)	法人税のように期末時換算の規定がない 平成14年6月作成
番号 20	区 分	課税関係	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	外貨建てMMFの譲渡(解約)に伴う為替差損益の課税関係	為替差損益は雑所得として課税の対象となる	所得税関係質疑応答事例集(13年10月審理室ほか)P55
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			非課税であり申告不要(公社債等の譲渡収入とされ、雑所得として区分されない)	なぜ非課税なのか理由を聞かれる 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

区 分	課税関係	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	国内源泉所得に該当するので、総合課税に係る課税標準・税額等の計算をする	所法161①、所令280②十三号、日米租税条約16条(4)b、米国内国歳入法1221条(資本資産)
21	米国に居住する者が所有する骨董品を日本のオークションで売却した場合の課税関係	正しい答え 上記は正答であるが、日米租税条約16条により、非居住者の滞在期間が183日以内の場合、免税の適用を受けることができる。	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	誤りやすい項目	課税である	スポーツ復興投票の実施等に関する法律16、図解所得税(13年版)P15
22	サッカーくじ当選金	正しい答え 非課税である	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	誤りやすい項目	誤った認識 みなし相続財産として相続税が課税	相法3①ー
23	被相続人の死亡によって取得した生命保険金の課税関係	正しい答え 保険料負担者が、被相続人の場合はみなし相続財産、受取人の場合は一時所得、受取人以外の者であれば贈与税	その他(コメント・作成年月) 誤りやすくないが、非課税の根拠をよく問われる 平成14年6月作成
番号	誤りやすい項目	非課税である	所基通30ー5
24	労働基準法第20条による退職予告手当	正しい答え 退職所得である	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	誤りやすい項目	一時所得として申告する	措法41の10、確定申告の手引(税研)P469
25	保険期間が5年以下の一時払養老保険又は一時払損害保険等の差益	正しい答え 15% (このほか地方税5%) の源泉分離課税となり、申告を要しない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号	区 分	課税関係	誤った認識	根拠法令等
26	誤りやすい項目	外国にある預金の 利子	外国所在する金融機関に預金した利子は申 告を要しない 正しい答え 居住者（永住者）はすべての所得（全世界 所得）が課税の範囲であり、当該利子は申 告の対象となる（外税控除の適用可）	所法2三、7一、95① その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
27	誤りやすい項目	非居住者が受け取 る家賃収入	20%の源泉分離課税で課税関係は終了し 申告不要となる 正しい答え 非居住者は源泉徴収のうえ申告を要す（総 合課税）、個人が自己又はその親族の居住 用に借りたものは源泉徴収されないが、非 課税ではないため、申告を要す	所法161三、164①四、212、 213、所令328二 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
28	誤りやすい項目	生命保険等の傷害 給付金	課税される 正しい答え 生命保険契約等に基づく身体の傷害に基因 して支払われるものであり非課税	所法9①十六、所令30一 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
29	誤りやすい項目	非永住者の送金課 税	国内源泉所得しかない非永住者が、国外の 預貯金を国内に送金すると課税される 正しい答え 課税されない（その年に国外源泉所得を有 し、国内に送金されたものが課税対象とな る）	所法2四、7二 その他(コメント・作成年月) 誤解している者が多い 平成14年6月作成
30	誤りやすい項目	相続で取得した業 務用建物の償却方 法	被相続人が平成10年4月1日前に建物を取得 している場合には、定率法を選定できる 正しい答え 平成10年 4月 1日以後に相続で取得した建 物については、全て定額法となり新たに届 出書を提出する必要もない	根拠法令等 所令120①一ロ、所基通49一1、 所得税の必要経費の税務P220 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		所基通49-20に規定する定率から定額に変更した場合の計算方法を行う	所法60②
	31	被相続人が定率法で償却していた業務用建物を相続人が定額法で償却する場合	正しい答え 通常の定額法の計算を行う（取得価格と未償却残高を引き継ぐ）	その他(コメント・作成年月) 誤解している者が多い 平成14年6月作成
番号	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		変更する日の属する年の確定申告期限（翌年の3月15日）までに選定届を提出する	所令124①
	32	減価償却資産の現に採用している償却方法の変更の届出期限	正しい答え 変更する年の3月15日までに変更届を提出する	その他(コメント・作成年月) 新たに取得した場合と混同されやすい 平成14年6月作成
番号	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		中古資産を取得した場合の耐用年数を適用可能である。	所法60①、必要経費の税務P253
	33	相続により取得した減価償却資産の耐用年数	正しい答え 相続人の耐用年数を引き継ぐ（限定承認を除く）	その他(コメント・作成年月) 納税者からの照会が多い事項である 平成14年6月作成
番号	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			耐省令3、耐通1-5-2
	34	中古資産を取得した場合の耐用年数	正しい答え	その他(コメント・作成年月) 法人関連 平成14年6月作成
番号	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		取得価格の90%又は95%までしか償却できない	所令134②
	35	有形減価償却資産の償却可能限度額	正しい答え 特例として、堅ろうな建築物（鉄骨鉄筋コンクリート造等の建物等）は、取得価格から1円を控除した額まで償却可能	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

36	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	減価償却資産の償却方法の変更	変更届出により毎年変更できる	所令124、所基通49-2の2
			正しい答え 現に採用している償却方法を採用してから3年経過後でなければ変更できない	その他(コメント・作成年月) 法人関連 平成14年6月作成
37	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	賃借建物に対する内部造作の耐用年数	賃貸借契約の賃借期間が耐用年数	耐通1-1-3
			正しい答え 建物の耐用年数や造作の種類等を基に合理的な見積もりが原則、契約更新不可かつ買取請求できないものは賃借期間も可	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
38	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	共有する減価償却資産(総額15万円)の取得価額	10万円以上であるから減価償却の対象である	減価償却質疑応答集(財協13年1月)P34
			正しい答え 購入価格を共有者の数で除した金額が10万円となる場合、除した金額が各人の必要経費となる	その他(コメント・作成年月) 共有割合持分で考える 平成14年6月作成
39	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	法人成りをしたときの一括償却資産の法人への引継	取得価額の3分の1の額を減価償却費として必要経費に算入する	必要経費の税務(13年)P206
			正しい答え 個人は廃業となり廃業した年分に未償却残額(全額)を必要経費に算入する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
40	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	定期借地権の権利金(返還されない)の償却	借地契約期間で償却する	必要経費の税務(13年)P187
			正しい答え 一般の借地権同様償却できない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号 41	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		一時所得は2分の1前で判定する	
	一時所得の確定申告義務(合計所得の判定)		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			2分の1後で計算する	平成14年6月作成
番号 42	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		確定申告書に記載しなかった少額配当でも、修正申告時には申告してもよい	措法8の6
	確定申告書に記載しなかった少額配当		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			当初申告時に申告しなかったものは、修正申告や更正の請求には計上できない	平成14年6月作成
番号 43	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		5年経過後の確定申告期限である3月15日までである。	通法74①、所法122、事例集(13年版)P117
	確定申告義務のないサラリーマン等が還付申告書を出せる期間		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			還付請求できる日(1/1)から5年間(12/31)である	平成14年6月作成
番号 44	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		当初の申告期限から1年間となる	所基通122-1
	確定申告義務のないサラリーマン等が過年分の申告をした場合の更正の請求のできる期間		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			申告した日が[]とされ、その日から1年間である	平成14年6月作成
番号 45	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		第5表のみ提出すればよい	個人課税課情報第14号(平成13年11月12日・庁個人課税課)P5
	修正申告の様式		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			B様式の第1表・第2表(内容が変わる場合)・第3表(分離がある場合)及び第5表を提出する	平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

46	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	番号	誤りやすい項目	相続又は遺贈により財産を取得した者の連名で提出する	所法16⑥(納税地)、所令263
		死亡の場合の正確な申告書の提出方法	正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			相続人全員の連名による提出が必要	平成14年6月作成
47	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	番号	誤りやすい項目	源泉徴収表と同様に添付義務あり	所令262
		支払調書の確定申告書への添付義務	正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			源泉徴収表とは異なり支払調書は添付義務はない	支払者が税務署に対して提出義務あり 所法225 平成14年6月作成
48	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	番号	誤りやすい項目	取りまとめ又は実際受け取っている者の所得として申告すればよい	民法898条、通基通(徴)5条関係12、22、所得税質疑応答集(財協13年)P1074
		未分割不動産から生ずる所得の帰属者について	正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			相続人の法定相続分に応じて計算された所得は各相続人の所得として申告する	平成14年6月作成
49	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	番号	誤りやすい項目	法定相続分で既に申告したものを訂正する必要がある	民法898条、通基通(徴)5条関係12、22、所得税質疑応答集(財協13年)P1074
		未分割不動産から生ずる所得を法定相続分で申告した後、法定相続分と異なる相続をしたとき	正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			訂正する必要はない	平成14年6月作成
50	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	番号	誤りやすい項目	父から息子が使用貸借(無償)している土地を駐車場として他の者に貸し付けることによる不動産所得は息子が申告する	所基通12-1
		使用貸借(無償)している土地から生ずる所得の帰属者について	正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			土地(資産)から生ずる所得はその所有者に帰属し、父が申告する	時間貸しなど事業所得となる場合は、その経営者が申告する 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		代表して一人で申告する	所基通12-1
	共有賃貸アパートの申告義務			
	51		正しい答え 各人ごとの共有持分割合に応じた所得金額を計算し申告する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		一銘柄につき一回の支払い金額が10万円以下は申告不要	措法8の6①
	少額配当の申告不要制度			
	52		正しい答え 一銘柄につき一回の支払い額(源泉徴収前)が5万円(年1回決算のものは10万円)以下は申告不要	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		少額配当を申告することを選択する場合、すべての少額配当を申告しなければならない	措法8の6
	少額配当を申告する場合			
	53		正しい答え 個々に選択可	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		居住者(外国人)であるのに、非居住者であるとして給与に対し20%の源泉徴収された者が、確定申告で所得税の還付(清算)を受けることができる	外国人の税務(13年税研)P293~294
	誤った源泉徴収と確定申告			
	54		正しい答え 誤った源泉徴収税額では申告できない(源泉徴収を正しく計算した上で申告することとなる)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	申 告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		源泉徴収税額が未納である場合、還付金は保留される	所法223、誤りやすい事例集(13年12月個人課税課)P45
	源泉徴収税額が未納である場合の還付申告			
	55		正しい答え 徴収義務者に所得税を徴収された日に納付があったものとみなされるため、還付金を受け取ることができる	その他(コメント・作成年月) 未払いの場合と異なる 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号 56	区 分	住 借	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		住借の対象となる家屋の対価ではない	電話等照会整理表(13年3月6日審理室)
	建築請負以外の建築士に支払った設計料		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			住借の対象となる家屋の対価である	審理事例(12年12月所得税課)P16と矛盾するが、見解変更 平成14年6月作成
番号 57	区 分	住 借	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		転勤等で一時空家等にしていても、また戻って住み始めれば住宅借入金特別控除の適用がある	措法41、措通41-2
	一時空家・貸家等にした場合		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			居住日以後毎年12月31日まで引き続き自己又は生計を一にする親族が居住の用に供していることが要件である	平成14年6月作成
番号 58	区 分	住 借	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		12月31日まで住んでないので受けられない	措法41①、措令26の2①
	死亡した日の属する年の住借適用の可否		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			死亡の日で判断し、居住のように供していれば適用できる。残高証明も死亡の日で作成する	平成14年6月作成
番号 59	区 分	住 借	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		中古住宅を取得したとして住借の適用可	所得税関係質疑応答事例集(13年10月審理室ほか)P332
	相続により取得した住宅に係る借入金		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			借入金は相続による債務の継承であり、住宅を取得するための借入金でないため、適用不可	平成14年6月作成
番号 60	区 分	住 借	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		非居住者期間中に取得した場合であっても、生計を一にする親族が居住している場合は、帰国後(居住者になった後)残年数に関して控除できる	措法41①
	非居住期間中に取得した住宅の住借の適用		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			その住居は、当初から帰国後も住借の適用対象外である	致命的な誤りである 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

区 分	住 借	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目		
61	住宅借入金等特別控除の対象となる借入金等（同時に住宅資金贈与の特例も受ける場合）	住宅借入金等特別控除の対象となる借入金等は、住宅の取得価格の範囲内の借入金等の合計額で住宅資金贈与の特例との関連はない 正しい答え 住宅借入金等の合計額が住宅の取得対価を超える場合は、住宅の取得対価の額から住宅取得資金贈与の特例を受ける贈与金額を除いた額が住宅借入金等となる	措法41①、70の3、措通41-21（注）書 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	誤りやすい項目		
62	新築による住借の対象となっていた借入金（住宅と土地のそれぞれ別の借入金）が住宅の繰上げ返済等により土地部分のみになった	取得時当初要件を満たしていたことから、引続き対象になる 正しい答え 借入金は無いものとみなされ、適用不可	根拠法令等 措法令26⑩ その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	誤りやすい項目		
63	共有家屋の連帯保証人と住宅借入金等特別控除	連帯保証人も債務を負担すれば対象となる 正しい答え 連帯債務でなければ対象とならない	根拠法令等 措法41① その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	誤りやすい項目		
64	取得の日前20年4ヵ月経過した中古木造住宅を取得した場合	 正しい答え 	根拠法令等 措令26② その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	誤りやすい項目		
65	連帯債務で共有取得した場合の借入金	各人の住借の対象となる借入金は、常に持分割合で按分後の金額である 正しい答え 頭金の負担割合や返済の内部規約の有無等を考慮して対象となる借入金を計算する	根拠法令等 医療費控除と住宅借入金控除等特別控除の手引(13年版)P245 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号 66	区 分	住 借	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		居住用特別控除と住宅借入金控除の重複適用は不可	措法35、41⑥⑦
	居住の年3年前後の居住用特別控除と住宅借入金控除の重複適用		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			前後3年目については重複適用可	納税者が誤解していることが多い 平成14年6月作成
番号 67	区 分	住 借	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		鉄骨造りであるので、耐火建築物である	措令26②三、措規18の21③、確定申告の手引(13年税研)P617
	耐火建築物の範囲に軽量鉄骨造は含まれるか		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			耐火建築物以外である	平成14年6月作成
番号 68	区 分	住 借	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		住借の対象外である	措法41⑤、29、措令19の2、26条21項、措規11の2
	金融機関から1%に満たない金利の借入金		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			使用者からの借入金でなければ1%未満の利率であっても住借の対象となる	平成14年6月作成
番号 69	区 分	所得区分	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		事業所得(事業の雑収)である	所基通34-1(4)、36・37共-18の6
	事業用資産に係る損害保険の満期保険金		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			一時所得所得である(生命保険と取扱いが異なる)、一時所得の計算に際し、必要経費に算入された掛金は控除できない	平成14年6月作成
番号 70	区 分	所得区分	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		事業所得(付随収入)である	所法33、図解所得税(13年版)P147
	事業用車両の売却の所得区分		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			譲渡所得である	棚卸資産、手形等は譲渡所得とされない 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号	区 分	所得区分	誤った認識	根拠法令等
71	誤りやすい項目	給与所得者のストックオプション(非適格)課税	税制非適格ストックオプションを行使して、同時に当該株式を売却して得た利益は、株式の譲渡所得として申告することとなる 正しい答え 税制非適格ストックオプションは権利行使により株式を取得して即座に売却して利益を得たとしても当該利益は権利行使によるものであり給与所得課税となる	措法29の2、図解譲渡所得(13年版)p485 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
72	誤りやすい項目	事業用運転資金の預貯金の利子	事業所得の雑収入 正しい答え 利子所得	根拠法令等 所法23 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
73	誤りやすい項目	還付加算金	各種所得の雑収入とする 正しい答え 雑所得である	根拠法令等 所基通35-1(5) その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
74	誤りやすい項目	匿名組合からの配当	配当所得となる 正しい答え 営業者の営業の内容により各種所得となる	根拠法令等 所基通36・37-21(ただし書も留意する) その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
75	誤りやすい項目	ストックオプションを退職後に権利行使した場合	退職所得である 正しい答え 原則として給与である	根拠法令等 所得税逐条解説(14年)P215~216 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

区 分	所得区分	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	公的年金控除は不可	所法35③、所令82の2、確定申告の手引(13年税研)P476
76	外国の法令に基づく社会保険制度等の年金	正しい答え 公的年金とされ、控除可	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

区 分	所得計算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	共有持分で按分した後で、貸付の規模を判定する	誤りやすい事例集(13年12月個人課税課)P5
77	共有賃貸アパート等の事業的規模の判定	正しい答え 当該アパート等全体の貸付けの規模で判定する	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

区 分	所得計算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	特定の者とは、取引先相手が1カ所の場合である	措令18の2
78	家内労働者等の所得計算の特例	正しい答え 数ヶ所の取引先があっても特定している場合は、特定の者に該当する	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

区 分	所得計算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	契約ごとに計算し、マイナスになる契約とプラスになる契約の所得内通算はできない	所法34②、所得税関係質疑応答集(13年10月庁審理室ほか)P73
79	複数の受取保険金があるときの一時所得の計算	正しい答え 受取保険金の合計額から、保険料の合計額を差し引く	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

区 分	所得計算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目		
80	退職時に取得した保険契約の満期返戻金とその所得計算	正しい答え	その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

区 分	所得計算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目		
81	派遣社員等の通勤手当の取扱いについて	通勤手当が支給されない給与所得者（派遣社員に多い）が給与収入から通勤手当相当額を控除できる 正しい答え 給与に通勤手当として加算して支給される金額のうち、通常通勤に必要と認められる部分のみが非課税であるため控除不可	所法9①五 その他(コメント・作成年月) 給与所得者の特定支出控除を適用した方が有利な場合がある 平成14年6月作成
番号	誤りやすい項目	誤った認識	根拠法令等
82	家賃等の収入金額の計上時期	実際に入金した時である 正しい答え 原則は、収入すべき権利が確定した時	所法36、所基通36-5～36-7 その他(コメント・作成年月) 供託・未収等でも原則収入に計上する 平成14年6月作成
番号	誤りやすい項目	誤った認識	根拠法令等
83	医師年金又は歯科医師年金の掛金	社会保険料控除できる 正しい答え 法令で限定されたものが対象となり、医師年金等は対象外である	所法74②、誤りやすい事例集(13年12月個人課税課)P28 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	誤りやすい項目	誤った認識	根拠法令等
84	外国のストックオプションの権利行使と国内源泉所得の範囲	 正しい答え	現物給与をめぐる税務(12年)P358～361 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	所得控除	誤った認識	根拠法令等
85	詐欺による損失の雑損控除の可否	雑損控除は認められる 正しい答え 災害・盗難・横領に当たらず、雑損控除は認められない	所法72、図解所得税(13年版)P326 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	給与所得控除に単純に加算して特定支出控除の適用を受けることができる	所法57の2
86	給与所得者の特定支出控除	正しい答え 特定支出の合計額が、給与所得控除額を超えたときに、超えた部分が特定支出控除の対象となる	その他(コメント・作成年月) 誤解している者が多い 平成14年6月作成
区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	夫は妻の分も社会保険料控除できる	所法74、誤りやすい事例集(13年12月個人課税課)P28
87	扶養している妻の年金から天引きされる介護保険料	正しい答え 控除することはできない	その他(コメント・作成年月) 質問の多い事項 平成14年6月作成
区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	特別障害者か(一般)障害者か分からない	所法2①二十八、二十九、所令10①一、②一、誤りやすい事例集(13年12月個人課税課)P22
88	「愛の手帳」による障害者の判定	正しい答え 障害の程度が1度又は2度は特別障害者、3度又は4度は(一般)障害者	その他(コメント・作成年月) 質問が多い事項 平成14年6月作成
区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	特別障害者か(一般)障害者か分からない	所法2①二十八、二十九、所令10①一、②一、誤りやすい事例集(13年12月個人課税課)P22
89	「療育手帳」による障害者の判定	正しい答え 障害の程度がAの場合は特別障害者、Bの場合は(一般)障害者	その他(コメント・作成年月) 質問が多い事項 平成14年6月作成
区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	社会保険料控除できる	所法74①
90	非居住者であった期間に支払った社会保険料を居住者になった後に社会保険料控除できるか	正しい答え できない(居住者が支払ったもののみ対象となる)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号	区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	雑損控除の範囲	強迫や詐欺にあったものも含まれる	所法72
91			正しい答え 損失を生じた者の意思に基づかない一種の不可抗力による損失のみが該当する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	損害保険料控除の対象	対人・対物を対象とした『自動車保険』も該当する	所法77
92			正しい答え 自己等の身体の傷害に起因したものでなければ該当しない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	お寺・神社への寄付金	檀家として或いは祭礼に際してした寄付は寄付金控除となる	所法78
93			正しい答え 寄付金控除に該当しない(指定公益法人等に該当すれば別)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	所得控除における寡婦の範囲	離婚、死別の場合とも合計所得金額が500万円以下であれば該当	所法2①三十一、確定申告の手引(13年税研) P569
94			正しい答え 離婚の場合は扶養親族又は総所得金額が38万円以下の生計を一にする子を有することが要件(本人の所得制限なし)	その他(コメント・作成年月) 特定の寡婦は、合計所得500万円以下で扶養者親族である子を有することが条件となる 平成14年6月作成
番号	区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	現金が盗難にあった場合の雑損控除の控除額	損失の金額のうち総所得金額等の10%に相当する金額と5万円とのいずれか低い金額を超えた部分	所法72
95			正しい答え 損失の金額のうち総所得金額等の10%に相当する金額を超えた金額	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号	区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
96	誤りやすい項目	総合課税の所得を有する非居住者に係る所得控除	非居住者が国内に居住する大学生を扶養親族として所得控除の対象にできる	所法165、所令292
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			できない(所得控除は雑損控除、寄付金控除、基礎控除に限定)	
				平成14年6月作成
番号	区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
97	誤りやすい項目	申告分離課税と所得控除	申告分離課税の所得からは所得控除できない	所法21①三、措法31①、32①、37の10①
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			申告分離課税の所得であっても各種所得控除はできる	
				平成14年6月作成
番号	区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
98	誤りやすい項目	老年者控除等	合計所得1000万円超なのに老年者控除、配偶者特別控除をしている	所法2、所法83の2、図解所得税(13年版)P408
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			合計所得1000万円を超えると老年者控除、配偶者特別控除は受けられない	
				平成14年6月作成
番号	区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
99	誤りやすい項目	老年者の判定における合計所得金額の意義	分離課税の譲渡所得や退職所得は含めずに判定	所法2①三十、措法31⑤一、32④
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			総所得金額、分離課税の譲渡所得の金額(特別控除前)及び退職所得金額(2分の1後)の合計額で判定	
				平成14年6月作成
番号	区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
100	誤りやすい項目	65歳に達する前に死亡した者の老年者控除	65歳の誕生日の1カ月前に亡くなった場合、その年の準確定申告において老年者控除の適用可	所法2①三十、85①、源泉所得税質疑応答事例集(13年6月法人税課)P115
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			死亡時の現況で判断するため、適用不可	年末調整も同様である
				平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

区 分	所得控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目		
101	老年者控除等の合計所得の判定と株式譲渡の100万円控除	老年者控除等の合計所得金額は、株式譲渡100万円控除前で判定する 正しい答え 老年者控除等の合計所得金額は、株式譲渡100万円控除後で判定する	所法2①三十、措法37の10⑥ その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
区 分	外税控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目		
102	控除されるべき外国税額控除額による還付	住借、配当控除等と同様に所得税額を限度とし、所得税額を超えた部分は切り捨てられ還付は受けられない 正しい答え 繰越控除限度額を使用することにより、その年の所得税額を超えた控除額は還付になることもある	所法95①②③、所令221～225、税務相談事例集(13年版)P1133 その他(コメント・作成年月) 外国税額そのものを還付するわけではない 平成14年6月作成
区 分	外税控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目		
103	台湾で支払った所得税相当額の外国税額控除	台湾とは租税条約を締結していないため、日本の申告において外国税額控除は適用できない 正しい答え 外国税額控除は、所得税法第95条により適用できる(租税条約の有無にかかわらず)	所法95 その他(コメント・作成年月) 誤解している者が多い 平成14年6月作成
区 分	外税控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目		
104	円建て中国債とみなし外国税額控除(タックス・スベリング・クレジット)	国内発行の円建て外債(中国)については、租税条約に定める10%の税率で納付したものととして外税控除の適用により確定申告で還付を受ける 正しい答え 「租税条約に関する源泉徴収の還付請求書」を税務署(源泉所得税部門)に提出することにより還付を受けることができる	日中租税条約23、税金の知識(日興コーディアル証券13年版)P158～161 その他(コメント・作成年月) 中国のほか、18カ国にみなし外税控除の適用がある 平成14年6月作成
区 分	外税控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目		
105	日本の居住者(国内源泉所得のみ有する者)が米国に申告した場合の外税控除の適用の可否	米国に申告して納付した税額を日本の申告で外税控除できる 正しい答え	所法95、所令221～225 その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

区 分	損益通算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	一時所得. 総合所得は2分の1後で計算する	図解所得税(13年版)P300
106	一時所得がある場合	正しい答え 2分の1前で計算する	その他(コメント・作成年月)
			平成14年6月作成
区 分	損益通算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	損益通算できる	所法69②、図解所得税13年版P302
107	別荘を不動産貸付としている場合の損益通算の可否	正しい答え 生活に通常必要でない資産の貸付の赤字は損益通算できない	その他(コメント・作成年月)
			平成14年6月作成
区 分	損益通算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	ゴルフ会員権は生活に通常必要でない資産なので、他の所得と損益通算ができないが、自家用車はできる	所令178、誤りやすい事例集(13年12月個人課税課)P23、所得税質疑応答集(13年版)P720
108	ゴルフ会員権及び自家用車の譲渡損失の損益通算	正しい答え 逆である	その他(コメント・作成年月)
			平成14年6月作成
区 分	損益通算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	空地は通常生活に必要でない資産であるためその譲渡による損失は損益通算の対象にはならない	所法62①、所令178①、務相談事例集(13年版)P1027
109	空地の譲渡損失の損益通算	正しい答え 別荘やリゾートマンション等に該当しないため当該資産の譲渡による損失は損益通算の対象となる	その他(コメント・作成年月)
			平成14年6月作成
区 分	損益通算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	通常必要でない資産なので、他の所得との損益通算の対象とならない	所得税実務問答集(平7年清文社/大阪局)P444
110	レジャークラブの会員権(預託金返還請求権と施設利用権が渾然一体となっている)の譲渡損の損益通算	正しい答え 原則として損益通算できる(単なる預託金返還請求権のみである場合を除く)	その他(コメント・作成年月)
			ゴルフ会員権と類似するものと考えられる 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

区 分	損益通算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	家事費であり、申告において何ら考慮されない	所法62条、所令178②、図解譲渡所得(13年)P444～445
111	生活に必要でない資産の災害、盗難、横領による損失	正しい答え 損失の生じた年及び翌年の譲渡所得から控除できる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

番号	112		
----	-----	--	--

区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	来日した外国人の居住形態は、その者が所有するビザにより判断する	所令14、15、所基通3-1～3-3、外国人の税務(13年税研)P20
113	査証(ビザ)と居住形態との関係	正しい答え ビザの在留期間だけで居住形態を判断できない(職業の雇用期間等を考慮する)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	国内源泉所得が課税対象のため、期間按分(勤務期間のうち国内勤務期間に相当する期間)して退職所得の計算をする	所基通36-10、外国人の税務(13年税研)P168
114	非居住者が居住者となった者に支払われる退職金	正しい答え すべての勤務期間を通じて計算された退職所得の総額が課税される	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	非居住者の所法161八に規定する所得は、20%源泉分離課税であり、国外の者が支払う場合であっても源泉徴収によって課税関係は終了する	所法172②、212②、外国人の税務(13年税研)P49
115	給与(国内源泉所得)を国外の者から支払われる場合	正しい答え 国外の支払者が国内に支店等を有していないときは、源泉徴収義務が生じないため、所法172①に規定する申告をする	その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

116	区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		国内の貸家から不動産所得を得ている非居住者について、当該貸家はPEとされる	所法164ー
	PE（恒久的施設）の判定（貸家）		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			事業を行う一定の場所（所法164ー）ではないため、PEとなりえない	誤解している者が多い 平成14年6月作成
117	区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		居所等を引き払って出国し、国内に何も有していない者の納税地は麹町税務署となる	所法15、所令53、54、図解所得税法(13年)P4
	納税地		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			かつての納税地である居所等が納税地となる	平成14年6月作成
118	区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		給与と別途支給した交通費も20%の源泉分離課税となる	所法9①五、源泉所得税質疑応答集(13年3月法人税課)P32
	非居住者の交通費		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			相当な交通費は非課税である	平成14年6月作成
119	区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		業務上の必要経費である	所法37、60 所得税の必要経費の税務P115
	相続で取得した業務用不動産の登録免許税		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			相続という身分上の法律効果によるもので家事上の支出であり、業務上の必要経費にはならない	平成14年6月作成
120	区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		不動産の貸付けが事業的規模に至らないときは、必要経費に算入できない	所法37、措令26の6、措通41の4ー3
	不動産所得に係る土地等の取得の借入金利子の扱い		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			不動産の貸付けの規模にかかわらず負債利子は、原則として必要経費に算入する	赤字のときに土地等の取得に係る借入金利子は他の所得との損益通算不可 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号 121	区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		青色申告者が、青色専従者給与に関する届出を提出すれば支払った給与は経費計上できる	所法57 図解所得税(13年版) P84
	事業的規模に至らない不動産所得の青色事業専従者給与		正しい答え 専従者給与を届け出て経費計上することはできない	その他(コメント・作成年月) 事業的規模であれば可 平成14年6月作成
番号 122	区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		前払費用又は繰延資産としか処理できない	所法37①、必要経費の税務 P 20
	マンション管理組合に支払った修繕積立金		正しい答え 一定の条件で、管理組合への支払債務確定年分に必要経費算入できる	その他(コメント・作成年月) 納税者からの照会が多い事項である 平成14年6月作成
番号 123	区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		土地等の取得に係る借入金利子を不動産所得の必要経費に計上できない	所法37、措法41の4、図解所得税(13年版)p301(注1)
	不動産所得の赤字と土地等の取得に係る借入金利子		正しい答え 計上できる(当該損失の所得金額のうち、土地等の取得に係る借入金の利子の額に対応する部分の金額については、他の所得との損益通算の対象とならない)	その他(コメント・作成年月) 混同されやすい 平成14年6月作成
番号 124	区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		事業上の費用となる	相法13①二
	事業主が死亡した際に支払われた葬式費用		正しい答え 所得税法上の必要経費ではなく、相続税の債務控除である	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 125	区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		6ヶ月超の専従期間がなくても専従者としている	所法令165①
	専従者控除(白色)		正しい答え 6ヶ月超の専従期間が無いと専従者にできない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号	区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
126	誤りやすい項目	青色専従者給与 (新規開業・廃業等)	新規開業、中途廃業等で営業期間が6ヶ月に満たない場合は、6ヶ月超の専従期間がないため適用不可	所法令165
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			営業期間の二分の一の専従期間があればよい	
				平成14年6月作成
127	誤りやすい項目	他に職業等を有する者の専従者控除(給与)	大学生など職業等がある場合でも専従者としている	所法令165
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			その事業に専ら従事していなければならない(夜学の学生が昼間の業務に専従するなどの場合は可)	
				平成14年6月作成
128	誤りやすい項目	2以上の共有者(生計を一にしている)がいる不動産所得に係る専従者給与	専従者給与を共有持分割合で按分して必要経費に算入する	所得税質疑応答集(13年版財協)P668
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			共有者のいずれか1人に対してのみ専従者給与を必要経費に算入する	
				平成14年6月作成
129	誤りやすい項目	家族従業員	扶養家族である子供が休日などに事業を手伝い賃金を払ったので必要経費に算入している	所法56、57
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			生計を一にする親族に対する給与は、青色事業専従者等(白色は定額)を除いて経費算入は認められない	納税者が誤解していることが多い
				平成14年6月作成
130	誤りやすい項目	青色専従者の退職金	専従者の退職金は、他の従業員と同一基準で支払えば必要経費とされる	必要経費の税務(13年)P467
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			専従の対価として支払われる給与のうち、届出の範囲内でしか必要経費に計上できないため、退職金は計上できない	
				平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	金額により判定し、60万円以上は資本的支出である	所法37、所基通37-10、37-13
131	塗装費用の資本的支出と修繕費の区分	正しい答え 使用塗料や施工工法等に改良と認められる事実がない限り修繕費である	その他(コメント・作成年月) 貸家を営んでいる者からの質問が多い 平成14年6月作成
区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	非営業の貸金利子の元本が貸倒れとなった場合の損失の金額は、ないものとして他の雑所得から差し引けない	所法35②
132	雑所得の計算上生ずる損失の金額	正しい答え 公的年金等以外の雑所得の金額が赤字の場合は公的年金等に係る雑所得の金額から控除できる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	資産損失の金額及び取り壊し費用ともに全額を必要経費に算入する	所法51④
133	事業的規模に至らない不動産所得を生ずべき業務の用に供される資産を取り壊した場合の所得計算	正しい答え 資産損失の金額については、損失を計上しないで計算した不動産所得の金額を限度として必要経費算入	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	給料、家賃、借入金の利息等の相当な対価は必要経費算入できる	所法56
134	生計を一にする親族間での必要経費の特例	正しい答え 専従者給与以外の対価は必要経費不算入、親族が事業のために他に支払う費用は事業主の必要経費となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	土地の取得価額に算入	所基通37-5
135	業務の用に供している底地を取得した場合に納付した不動産取得税の経費計上	正しい答え 不動産所得の必要経費に算入	その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	賃貸開始前の借入金の利子は必要経費	所基通37-27、38-8
136	不動産貸付業務を開始する前の賃貸マンション建設のための借入金利子	正しい答え 賃貸開始前の借入金の利子は建物の取得価額に算入	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	外国の所得税は、必要経費に算入できない	所法37、46、所基通46-1、誤りやすい事例集(13年12月個人課税課)P8
137	外国の所得税の必要経費	正しい答え 必要経費算入することを選択できる	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

区 分	必要経費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	必要経費としての交際費は、金額の制限がなく青天井である	所法37、確定申告の手引(13年税研)P34
138	交際費	正しい答え 交際費は、原則として必要経費不算入である(業務の遂行上直接必要なものに限られる)	その他(コメント・作成年月) 誤解している者が多い
平成14年6月作成			

区 分	扶養関係	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	利子所得(源泉分離課税)が38万円を超過したために配偶者を控除対象外とした	措法3①、税務相談事例集(13年版)p1113
139	扶養控除判定の際の源泉分離課税の利子所得	正しい答え 源泉分離課税対象となっている所得は、金額の多少にかかわらず控除対象の判定に当たり合計所得金額に含めない	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

区 分	扶養関係	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目		所法2①三十四、所法22、所法84、所法165 所基通2-40、所基通2-47
140	外国留学の子供の扶養判定	正しい答え	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

141	区 分	扶養関係	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		申告書記載の所得金額で判断	所法2①三十、所法83の2②
	配偶者特別控除		正しい答え 申告書に記載しない退職所得金額も含めた合計所得金額で判定	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
142	区 分	扶養関係	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		扶養控除額に特別障害者の加算だけで、特別障害者控除の適用を知らなかった	所法79、83、84 措法41の14、
	扶養親族や控除対象配偶者に特別障害者がある場合		正しい答え 特別障害者控除を別途控除できる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
143	区 分	扶養関係	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		被扶養者の合計所得の判定は、扶養者の死亡時までの間で判定する。	所基通85-1
	死亡による準確定申告に於ける扶養控除		正しい答え 被扶養者の合計所得は、1年間の見込み所得で判定	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
144	区 分	扶養関係	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		同居しているといえないため、適用不可	誤りやすい事例集(13年12月個人課税課)P34
	同居老親の判定(治療のために病院に入院している者)		正しい答え 同居しているものと取り扱っている(老人ホームは不可)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
145	区 分	扶養関係	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		同居しているといえないため、適用不可	年末調整のしかた(13年庁・冊子)P13
	同居老親の判定(同一敷地内別棟に居住している者)		正しい答え 食事を一緒にするなど日常生活をともにしている場合は適用可	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号	区 分	扶養関係	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	一夫多妻制の妻の配偶者控除	38万円×人数分の控除となる	源泉所得税質疑応答集(13年3月法人税課)P130
	146		正しい答え 38万円となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	扶養関係	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	給与の支払いのない青色事業専従者の配偶者控除	青色事業専従者に対して、配偶者控除等を適用できない	所法2三十三、三十四
	147		正しい答え 給与の支払いがない青色事業専従者は、適用できる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	国外送金	金融機関等から国外に200万円超を送金すると課税される	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令8
	148		正しい答え 課税されない(金融機関等が国外送金等調書の提出義務が生ずる)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	納税地の異動及び選択届出書の提出先	異動後の所轄署又は選択した所轄署のみに提出すればよい	所法16①～④、所法20、所令57、
	149		正しい答え 異動の場合は異動前後の所轄署、選択の場合は住所地と住所地以外(事業所)の所轄署にそれぞれ提出する必要がある	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	還付金の振込口座(外国銀行)	外国銀行を還付金等の振込口座に指定できない	
	150		正しい答え	その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 所 得

番号 151	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		納税地の異動の届出を提出すれば、異動後の署において振替納税は自動的に引き継がれる	
	納税地の異動の届出と振替納税		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			異動後の所轄署においても、新たに振替納税の手続きが必要である	
平成14年6月作成				

番号	区 分		誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)

番号	区 分		誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)

番号	区 分		誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)

番号	区 分		誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 源泉

番号 1	区 分	給与	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
	役員がハイヤーを通勤や業務に使用している場合			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
番号 2	区 分	給与	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		非課税として取扱う	所法9①四、昭50直法6-1
	日本で採用した外国人のホームリープ旅費			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			元々海外で勤務していた外国人が、日本勤務になったことにより受ける旅費が非課税となるので、給与所得として課税する	
				平成14年6月作成
番号 3	区 分	給与	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			所法9①十六、所令30三
	病院が従業員等に対する治療費の減免			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
				平成14年6月作成
番号 4	区 分	給与	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		雇用関係がないので、雑所得として取扱う	所法28
	派遣社員に支給する決算賞与			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			雇用関係の有無にかかわらず、派遣先での役務提供により生じた対価であり、給与所得として取扱う	
				平成14年6月作成
番号 5	区 分	給与	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		月額表又は日額表の乙欄を適用する	所法185、所令309、所基通185-8
	あらかじめ定められた雇用期間が2か月以内のアルバイトの給与に適用する源泉徴収税額表			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			日額表の丙欄を適用する	経理担当者からの照会が多い
				平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 源泉

番号	区 分	給与	誤った認識	根拠法令等
6	誤りやすい項目	屋食等の支給が課税となる場合	月額3,500円を超える部分が課税される	所基通36-38の2
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			非課税限度額を定めた規定ではないので、役員又は使用人から50%以上徴収し、使用者負担額が3,500円を超える時は使用者負担額の全額が課税される	平成14年6月作成

番号	区 分	給与	誤った認識	根拠法令等
7	誤りやすい項目	中途入社（前勤務先あり）の年末調整の仕方	当社支給分のみで年末調整をする	所法190、所令311、所基通190-2(3)
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			前の勤務先の源泉徴収票を提出させ、当社分と合計して年末調整をする	経理担当者からの照会が多い 平成14年6月作成

番号	区 分	報酬	誤った認識	根拠法令等
8	誤りやすい項目	地方公共団体が外部監査制度により公認会計士や税理士に支払う報酬	報酬・料金として源泉徴収をする	所法204、地方自治法2③、④
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			本来の資格を持って行う業務に該当しないので源泉徴収を要しない	平成14年6月作成

番号	区 分	報酬	誤った認識	根拠法令等
9	誤りやすい項目	法人に支払う建築士の報酬を誤って源泉徴収した場合	支払を受ける法人が、法人税の確定申告において所得税額の控除を受けるので納付した税額はそのままよい	所法181-223共-6、法法64
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			元々源泉徴収を要しないので、源泉税相当額を支払う必要がある。また、源泉徴収義務者は誤納額還付請求書を提出し源泉税相当額の還付を受ける	平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 源泉

番号 11	区 分 退職	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	退職所得として取扱う	所基通30-2(1)
	退職給与規定の改正や廃止に伴う退職金	正しい答え 改正や廃止することについて「相当の理由」がある場合に限って退職所得として取扱う	その他(コメント・作成年月) 「相当の理由」については、個々に検討する必要がある。 平成14年6月作成
番号 12	区 分 退職	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	定年退職を機会として行っているため退職所得として課税	所基通36-21 源泉所得 税関係質疑応答事例集(平成13年6月・庁審理室)
	定年退職者に対する海外慰安旅行	正しい答え 永年勤続者表彰制度と同様の内容に基づくものであり、社会通念上相当と認められるものは課税しなくて差し支えない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 13	区 分 退職	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	退職金支給対象期間から長期病欠や研修期間を除いていることから退職所得控除の計算の勤続期間もこれになっている	所基通30-6、30-7 源泉所得税 のあらましP95
	退職所得控除の基礎となる勤続年数の計算	正しい答え 長期病欠や研修等でも役員や使用人としての身分が継続している限り勤続年数の計算の基礎となる期間に含まれる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 14	区 分 退職	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		所基通30-2(3)、法基通9-2-23
	勤務を継続する役員に支払われる退職手当	正しい答え	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 15	区 分 非居住者	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	租税条約により高い税率で源泉徴収をする	実施特例法3の2
	租税条約が国内法の税率より高い税率を定めている場合	正しい答え 国内法により源泉徴収をする	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 源泉

番号 16	区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		中国の特別行政区に該当し、適用を受けられる	日中租税協定2、3
	香港法人に対する日中租税協定の適用の可否		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			香港の税制は中国の租税に該当しないことから、日中租税協定の領域に含まれず適用を受けられない	平成14年6月作成

番号 17				
----------	--	--	--	--

番号 18	区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			所法161七
	非居住者に支払う建物の設計料		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
				平成14年6月作成

番号 19	区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
	米国法人に支払うソフトウェアの譲渡対価		正しい答え	その他(コメント・作成年月)

番号 20				
----------	--	--	--	--

税相版 誤りやすい事例集

税 目 源泉

番号 21	区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	非居住者に支払う翻訳料	人的役務提供の対価に該当し国内で役務提供がなければ源泉徴収を要しない	所法161七
			正しい答え 国内法においては、原著物を翻訳した場合に、その翻訳文は「二次的著作物」となり、著作権の使用料として源泉徴収を要する（租税条約については個々に検討する）	その他(コメント・作成年月) 原著物とは著作権法2①ーに該当するかどうかで判断する 平成14年6月作成
番号 22	区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	中国人留学生のアルバイト賃金源泉徴収の要否	源泉徴収必要	所法161ハ、日中租税条約21、実施特例法省令8②
			正しい答え 「租税条約に関する届出書」を税務署長に提出することで源泉徴収不要	その他(コメント・作成年月) 中小企業主からの質問が多い 平成14年6月作成
番号 23	区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	非居住者が内国法人の役員として国外で行う勤務に基づいて受ける給与・報酬に対する源泉徴収	国外源泉所得として源泉徴収不要	所法161八、所令285①ー
			正しい答え 使用人として常時勤務を行う場合を除き、国内源泉所得として20%の税率による源泉徴収（源泉分離課税）	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 24	区 分	非居住者	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	使用人が海外勤務により、非居住者となった後に支給を受ける賞与で国内及び国外双方の勤務に基づくものに対する源泉徴収	国外源泉所得として源泉徴収不要	所基通161-28
			正しい答え 賞与計算の基礎となった期間のうち国内勤務期間に見合う賞与に対して20%の税率による源泉徴収（源泉分離課税）	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 25	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	源泉徴収を交付してもらえない場合	本人が事業主に交付するよう求めるしかない	所法226
			正しい答え 事業主が交付要求に応じない場合は、「源泉徴収票不交付の届出書」を事業主の所轄税務署に提出していただければ所轄税務署が交付指導を行います	その他(コメント・作成年月) 国税庁HP各種手続の案内に説明あり 相談室速報01-29 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 源泉

番号 26	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	特定非営利活動法人 (NPO) に支払う銀行預金利子等	法人税法上、公益法人とみなされるので非課税	特定非営利活動促進法46
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			特定非営利活動促進法に、所得税法上の取扱いについて規定がないので課税	平成14年6月作成
番号 27	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	住職が他の宗教法人から受ける用僧料	給与所得として取扱う	
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			雇用関係に基づいて支払をうけるものではなく、お寺の宗教行為として支払を受けるものなので宗教法人の収入として取扱う	平成14年6月作成
番号 28	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	宗教法人や人格のない社団の源泉徴収義務の有無	源泉徴収義務はない	所法4、6、図解源泉所得税(13年版)P8
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			たとえ、学校、公官庁、人格のない社団等であっても源泉徴収義務がある	平成14年6月作成
番号 29	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	役員報酬の一部が未払いのまま、支払時に全額を源泉徴収した場合	確定申告において還付請求が可能	所法183、185、所基通181～223共-6、183～193共-1
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			源泉徴収税額に誤りがあるので、源泉徴収義務者が誤納額還付請求をする	平成14年6月作成
番号 30	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	源泉所得税と消費税		平元直法6-1、平課法8-1改正 図解源泉所得税(13年版)P257
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
				平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

区 分	居住用	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	当該家屋の敷地であった部分のみが居住用財産となる(従来、庭であった部分は居住用財産に該当しない)	措通31の3-12
1	家屋を取り壊した後、その敷地と庭部分を別々の者に分けて譲渡した場合の居住用財産の譲渡の特例の適用	正しい答え 当該敷地全体が居住用家屋の敷地として認められれば、敷地全体が居住用財産となる(譲渡先が異なってもよい)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	居住用	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	事業を廃業後、居住用に改装して居住の用に供してから売却したが、期間が短期間であるので居住用財産の3000万円控除はできない	措法35、措通31の3-2
2	店舗併用住宅の譲渡の居住用財産の特別控除	正しい答え 廃業後居住用として改装して使用するなど積極的に居住の用に供されていれば、短期間であっても居住用として特別控除の対象となる	その他(コメント・作成年月) 特例適用目的の一時入居は不可 平成14年6月作成

番号	3	
----	---	--

区 分	居住用	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目		措法35
4	居住用財産の譲渡に係る特別控除	正しい答え	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	居住用	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	居住用の敷地であれば、所有者が異なっても、同時に譲渡していれば、土地のみの所有者も3000万円控除が適用できる(一人3000万円)	措通35-4
5	土地のみを所有している場合の居住用財産の譲渡所得の3000万円控除	正しい答え 建物所有者の控除不足額だけを土地のみの所有者からも控除できる(合計3000万円)	その他(コメント・作成年月) 土地のみの者の場合、要件が多数あるので、措通35-4をよく確認する 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

番号 6	区 分 居住用	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 居住用財産の特別 控除の特例	居住の用に供さなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合であっても、その間に家屋を他人に貸し付けると特例適用不可となる	措法35
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
		居住の用に供さなくなった日以後、家屋をどのような用途に供していても(用途転用しても)特例適用可能	ただし、建物を取り壊した場合 は、その跡地を駐車場などに転用すると特例適用不可 平成14年6月作成
番号 7	区 分 居住用	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 居住用の家屋を取り壊してから譲渡した場合の居住用財産の譲渡所得の特例	敷地(家屋の跡地)のみの譲渡であっても、取り壊した家屋に居住していた場合には、取り壊してから3年後の年末までに譲渡すれば特例適用可能	措法35、31の3、措通35-2、31の3-5
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
		家屋を取り壊して敷地のみを譲渡する場合は、取り壊してから1年以内に譲渡契約し、かつ、居住用に供しなくなった後の3年後の年末までに譲渡しなければならない	家屋がある場合とは取り扱い異なるので注意 平成14年6月作成
番号 8	区 分 居住用	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 居住用財産の譲渡の3000万円控除	別居の娘の夫(娘婿)への譲渡は、譲渡先が親族のため特例の適用は不可	措令20の3①二、措通31の3-22
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
		直系血族ではないから、譲渡後も別居なら適用可能	平成14年6月作成
番号 9	区 分 居住用	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 店舗併用住宅を譲渡した場合の居住用財産の特別控除の特例	譲渡した資産全体に3千万円の特別控除を適用	措法35①、措通31の3-7、35-5
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
		居住用部分と非居住用部分とに床面積で按分し、居住用部分に対応する譲渡所得に対して3千万円控除を適用	平成14年6月作成
番号 10	区 分 居住用	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 相続による取得後、居住の用に供しなかったことがない家屋を譲渡した場合の軽減税率及び3千万控除の適用	被相続人が居住の用に供しなくなった日から3年を経過する年の年末までに譲渡した場合は特例の適用可能	
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

番号	区 分	居住用	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例における借入金を繰上げ返済した場合の取扱い	借入金を繰上げ返済した場合、繰上げ返済後の残りの期間（繰上げ返済時からみた期間）が10年未満となった場合は特例対象不可となる	措法41の5③二、措通41の5-16
11			正しい答え 借入金を繰上げ返済した場合、繰上げ返済後において、契約における償還期間（契約当初からみた期間）が10年未満となった場合は特例対象不可となる	その他(コメント・作成年月) 償還期間の意義に注意。また、「繰上げ返済」と「借り換え」の場合とを混同しないこと 平成14年6月作成
番号	区 分	居住用	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	居住用財産を兄弟へ譲渡した場合の3000万円特別控除の可否	親族への譲渡は3,000万円の特別控除の特例は適用不可	措令20の3①一、措令23②、図解相続・贈与(13年版)P8
12			正しい答え 兄弟は直系血族でないので3,000万円控除が受けれる（ただし、生計一であったり、譲渡後も当該家屋に同居するなどした場合は不可）	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	計算	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	同一年分に複数の譲渡物件があった場合の長期譲渡所得の特別控除(100万円)	譲渡物件毎に控除する	措法31
13			正しい答え 譲渡年分で100万円を限度として控除する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	計算	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	長期譲渡所得か短期譲渡所得かの判定		所法33、措法31
14			正しい答え	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	計算	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	譲渡所得の特別控除	同一年に収用等とマイホームの譲渡があれば、別物件なので、それぞれ最高5000万円及び、3000万円の特別控除がうけられる。	措法36
15			正しい答え 適用される特別控除額は、その年で5000万円までである	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

番号	区 分	計算	誤った認識	根拠法令等
16	誤りやすい項目	国外にある土地を 外貨で売買した場合の 所得計算と為替差益	土地の値上がり益部分は譲渡所得であり、 為替差益部分は雑所得になるので邦貨換算 の上、区分して計算する 正しい答え 為替差益部分と土地の値上がり部分を区分 せず、取得価額は取得時のTTS、譲渡収入金 額は譲渡時のTTBで邦貨換算して譲渡所得 の計算をする	根拠法令等 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
17	誤りやすい項目	相続財産の分割に 当たって土地建物を 代償財産として 交付した場合の課 税関係	相続財産の分割に際して交付したものなの で譲渡所得は課税されない 正しい答え 遺産分割において代償財産を交付した場合 であっても、譲渡所得の基因となる資産を 譲渡しており、譲渡所得が課税される	根拠法令等 所基通33-1の5、図解相続・ 贈与(13年版)P100 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
18	誤りやすい項目	親子間で時価の異 なる(差額20%以 内)土地を交換し、 差金を授受し ない場合の計算	それぞれが、時価額を収入金額とする譲渡 所得を申告すればよい 正しい答え 安い方の土地を譲渡した者は、当該安い土 地の時価額を収入金額とする譲渡所得を計 算し、差額は相手方からの贈与として贈与 課税の対象となる	根拠法令等 所法58②、所法36、相法7 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
19	誤りやすい項目	区があらかじめ購 入していた土地と の交換に係る交換 の特例の適用につ いて	区が所有している土地であっても、固定資 産である宅地との交換だから交換特例適用 可 正しい答え 当該宅地が、区が遂行事業の円滑化のため にあらかじめ交換交付用として取得した土 地であれば、交換特例の適用はない	根拠法令等 所法58 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
20	誤りやすい項目	青空駐車場と宅地 の交換に係る交換 の特例の適用につ いて	駐車場は雑種地であり、同一の用途に供さ ないので、宅地との交換は特例適用不可 正しい答え その駐車場が市街地にあり、周辺の土地の 利用状況、当該土地の現況等からみて、建 物建築がいつでも可能であるならば、当該 土地の用途は宅地として扱い特例適用可能	根拠法令等 所基通58-6 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

番号	区 分	交換	誤った認識	根拠法令等
21	誤りやすい項目	共有持分と共有持分の交換に係る交換の特例の適用について	共有持分の交換は、共有者全員が同時に交換しないと、特例の適用は不可 正しい答え 共有持分であっても、特例の要件を備えていれば特例適用可	根拠法令等 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
22	誤りやすい項目	等価交換と交換の区分について	いわゆる等価交換方式の立体買換と、固定資産の交換を混同している 正しい答え 「等価交換」と質問者が言った場合には、どちらの意味で使っているのか確認する	根拠法令等 所法58、措法37の5 その他(コメント・作成年月) 税務上の「固定資産の交換の特例」の交換を、「等価交換」という質問者も多い 平成14年6月作成
23	誤りやすい項目	交換差金のある場合の分離長期譲渡所得の100万円の特別控除	所法58条の交換の特例の適用を受けた場合には、交換差金について100万円の特別控除の適用は不可 正しい答え 所法58条の交換は、交換部分についてのみ譲渡がなかったものとみなすものであり、差金部分は長期譲渡所得の計算となる	根拠法令等 所法58、措法31 その他(コメント・作成年月) 納税者が誤解していることが多い 平成14年6月作成
24	誤りやすい項目	固定資産の交換の特例を受けて取得した資産を、その後再び譲渡して固定資産の交換の特例を受ける場合の、所有期間(1年以上)の判定	今回の交換譲渡資産は、交換により取得したものであり、取得価額及び取得日を引き継ぐので、前所有者の取得日から起算して1年以上かどうか判断する 正しい答え 交換の特例を受けて取得した固定資産を再び譲渡して交換の特例を受ける場合、「1年以上有していた固定資産」に該当するかの判定は、実際に取得した日を基準でみる	根拠法令等 所法58、所令168、所基通58-1の2(2) その他(コメント・作成年月) 所法58の交換の特例の要件の上での所有期間の判定には所令168は該当しない 平成14年6月作成
25	誤りやすい項目	ゴルフ場が破綻しプレー権が消滅した会員権を業者に低額で譲渡した(下取りしなかった)場合の譲渡損失に係る損益通算	有償で譲渡しているのだから、譲渡損失となり、他の所得との損益通算が可能 正しい答え プレー権が消滅した後のゴルフ会員権は、単なる預託金返還請求権にすぎず、譲渡所得の基となる資産の譲渡ではなく(金銭債権の譲渡)、損益通算は不可	根拠法令等 所基通33-1 その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

番号 26	区 分 財産分与 誤りやすい項目 離婚に伴う財産分与として不動産を譲渡した場合	誤った認識 離婚に伴い不動産を財産分与した場合、分与した者は経済的利益がないので（収入金額がないので）課税されない 正しい答え 不動産を財産分与することにより、財産分与義務が消滅し、その消滅する義務を対価とする有償譲渡であり、譲渡所得課税が行われる	根拠法令等 民法768、所基通33-1の4 その他(コメント・作成年月) 居住用であれば3000万円控除の適用可能 平成14年6月作成
番号 27	区 分 事業用買換 誤りやすい項目 事業用資産の買換特例の要件	誤った認識 事業用資産ならば買換えの特例の適用がある 正しい答え 措法37条1項各号に該当しないと買換えの適用を受けられない	根拠法令等 措法37 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 28	区 分 事業用買換 誤りやすい項目 特定の事業用の資産の買換えの計算（譲渡資産よりも高い買換資産を取得した場合）	誤った認識 譲渡価額を上回る価格の買換資産を取得すると譲渡所得が課せられない（課税が繰り延べられる） 正しい答え 事業用の買換え特例の場合、100%の課税繰り延べとならず、譲渡資産よりも高い買換資産を取得しても、譲渡価額の20%（又は10%）が収入金額となる	根拠法令等 措法37 その他(コメント・作成年月) 昭和62年改正前の考えで相談する者が多い 平成14年6月作成
番号 29	区 分 事業用買換 誤りやすい項目 収用事業のため、市に事業用土地建物を譲渡した場合の事業用資産の買換えの特例の適用	誤った認識 5000万円控除など収用の特例の対象となる譲渡であっても、事業用資産の買換えの特例の要件に該当すれば、事業用資産の買換えの特例の適用可能 正しい答え 収用の特例に該当する譲渡については、収用の特例を適用するか否かにかかわらず、事業用資産の買換えの特例を受けることはできない	根拠法令等 措法37 その他(コメント・作成年月) 措法37①カッコ書に注意 平成14年6月作成
番号 30	区 分 収用 誤りやすい項目 収用の代替資産の特例（措法33）を適用する場合に代替資産を複数回取得することの可否	誤った認識 譲渡資産が1つならば1つしか代替資産として認められない 正しい答え 取得期間内（収用等の日から2年以内）であれば、いくつでも取得できる（代替資産の要件を満たしていることが必要なのはいうまでもない）	根拠法令等 その他(コメント・作成年月) 複数取得の場合は、譲渡資産の引継ぎ取得価額の配分計算必要（措規16） 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

番号	区 分 収用	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	収用の特例の場合、事業用又は居住用といった制限がないので、代替資産にも制限が特にな	措令22④、⑤、⑥
31	収用の代替資産の特例（措法33）を適用する際の代替資産の範囲	正しい答え 譲渡資産の種類、用途により、代替資産の要件が定められている（個別法、一組法、事業継続法）	その他(コメント・作成年月) 納税者が誤解している場合が多い 平成14年6月作成
番号	区 分 取得時期	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	売主の取得時期を引き継ぐ	所法60①二、59②
32	不動産を時価の2分の1未満で取得した場合の取得時期	正しい答え 売主が譲渡損失の場合にのみ、売主の取得時期を引き継ぎ、1/2未満で取得した場合であっても、売主が譲渡損でなければ取得時期は引き継がない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分 取得費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	不動産取得税・登録免許税は、常に取得費に算入される	所基通37-5、38-9(業務用減価償却資産については所基49-3参照)、税務相談事例集P66、 図解譲渡所得P106
33	取得費に算入される不動産所得税、登録免許税について	正しい答え 非業務用固定資産の取得に係る登録免許税・不動産取得税は取得費に算入されるが、業務用固定資産の取得に係る登録免許税・不動産取得税は必要経費に算入する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分 取得費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	取得価額が不明な場合は「建物の標準的な建築価額表」を使い、それをもとに取得価額を算定する	平成12.8.29庁・資産税課情報25号「建物と土地を一括で取得している場合の「建物の取得価額」について」
34	建物の取得価額が不明な場合の計算	正しい答え 「建物の標準的な建築価額表」は、土地建物を一括取得し価額が契約において区分されていないなど、区分ができない場合にのみ譲渡所得の計算上において使用する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分 取得費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	売主の取得価額を引き継ぐ	所法60①二、59②
35	不動産を時価の2分の1未満で取得した場合の取得価額	正しい答え 売主が譲渡損失の場合にのみ、売主の取得価額を引き継ぎ、1/2未満で取得した場合であっても、売主が譲渡損でなければ取得価額は引き継がない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

番号 36	区 分 取得費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	不動産所得、事業所得及び雑所得の計算上の必要経費であり、サラリーマンなど事業者でなければ家事費であるのでどこからも差し引けない	所令182
	土地賃貸借契約（借地契約）の更新の際支払った更新料の取扱い	正しい答え 業務用資産の場合、一部のみが必要経費に算入される（支払い額全額が算入されるのではない。別途計算式あり）非業務用資産の場合、取得費に算入される	その他(コメント・作成年月) 業務用か非業務用かを明確にして質問してくる例は少ないので確認を要する 平成14年6月作成
番号 37	区 分 取得費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	譲渡所得の計算上、取得費が不明な場合は5%が保証されており、控除可能	所基通38-16
	収用事業で借家権の補償金を受領した場合の譲渡所得の計算上、概算取得費（5%）を控除することの可否	正しい答え 通常、譲渡所得の金額の計算上控除する取得費がないものとされる借家権は概算取得費の控除はできない	その他(コメント・作成年月) ほかに土石、漁業権の場合も不可 平成14年6月作成
番号 38	区 分 取得費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	借入金の利息は、取得する日までのものしか土地の取得価額に含めることができない	所基通38-8
	借入れして取得した未使用土地に係る支払利息の取得費への算入の可否	正しい答え 使用開始前までに支払った借入金の利息は土地の取得価額に含める	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 39	区 分 取得費	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	建物の取得価額から償却費相当額（法定耐用年数で償却）を差し引いた額が取得費となる	所令85
	居住用マンションを譲渡した場合の建物の取得費の計算	正しい答え 法定耐用年数を1.5倍した年数で償却した後の金額が取得費となる（「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」に非業務用資産の償却率が記載されているので活用）	その他(コメント・作成年月) 非事業用資産を業務用に転用した場合も同様（所令135） 平成14年6月作成
番号 40	区 分 取得費加算	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	納税しないのであるから、取得費加算はできない	措通39-7
	農地等の納税猶予を受けている相続税の取得費加算	正しい答え 納税猶予を受けていても相続税額であり、取得費の加算ができる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

番号	区 分	譲渡費用	誤った認識	根拠法令等
41	誤りやすい項目	個人所有土地と、その土地上の法人所有アパートを同時に譲渡した際、アパートの住民に対して支払った立退料の譲渡費用性	譲渡費用として計上している 正しい答え 建物所有者である同族法人の負担すべきもので、個人の譲渡費用ではない	根拠法令等 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
42	誤りやすい項目	更地渡し条件(建物を取り壊して引き渡す場合)の土地譲渡の際の譲渡費用	建物の残存価額(未償却残高)相当額は、建物の譲渡がないので、譲渡費用に含まれない 正しい答え 譲渡費用には、建物等の取り壊しに要した費用のほか、建物の残存価額相当額も含まれる	根拠法令等 所基通33-7、33-8 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
43	誤りやすい項目	未利用土地の譲渡損失の損益通算	生活に通常必要でない不動産なので、損益通算不可 正しい答え 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産でなければ、未利用であっても譲渡損失の損益通算は可能	根拠法令等 所法69②、62①、所令178①二 その他(コメント・作成年月) 所令178①二の正しい理解が必要 平成14年6月作成
44	誤りやすい項目	不動産を個人に負担付贈与した場合の譲渡所得の収入金額	不動産の時価が収入金額 正しい答え 負担額が収入金額(税務上は、負担額を対価とする有償譲渡である)	根拠法令等 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
45	誤りやすい項目	保証債務の履行のための譲渡について	保証債務の履行のために資産を譲渡し、その譲渡代金を債務の弁済に充当したら課税されない 正しい答え 求償権の行使不能の判定、単なる債務引受でないかどうか(保証時)など特例要件に該当した場合にのみ、その部分につき譲渡がなかったものとされ、申告も必要である	根拠法令等 所法64② その他(コメント・作成年月) 債務を弁済している事実のみで特例適用可能としないように留意 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

番号	区 分	保証債務	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	保証債務の履行のために譲渡した場合の特例の対象となる保証債務の履行	資産を売却し、自己の債務を弁済した場合に特例の適用がある 正しい答え 自己の債務を弁済した場合（主たる債務者が自分）には、保証債務の特例の適用はない（主たる債務と保証債務の区別）	所法64② その他(コメント・作成年月) 相談において、主たる債務者が誰かを明確にすること 平成14年6月作成
46	区 分	保証債務	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	保証債務の履行のために譲渡した場合の特例の対象となる保証債務の範囲	特例対象は元本部分に限られる 正しい答え 主たる債務者の借入金債務に係る利息、違約金及び損害賠償金も保証債務の範囲に含まれるので、求償権行使不能となれば特例適用可能	所法64②、民法447① その他(コメント・作成年月) これらは、主たる債務者に求償権を取得するので適用可能 平成14年6月作成
47	区 分	みなし譲渡	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	配当還元方式で評価する従業員が、自社株（純資産では1株1200円、配当還元では250円、額面500円）を額面で発行法人に譲渡し	譲受者は発行法人であり、原則評価として1200円が時価。時価の1/2以下で譲渡しており、時価で譲渡したとしてみなし譲渡課税 正しい答え 相続や贈与課税の財産評価とは異なり、配当還元の250円が時価となり、みなし譲渡課税は行われない（譲渡者の立場から考える）	所基通59-6 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
48	区 分	みなし譲渡	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	借地権の設定の対価として時価の1/2以上であるが、地代年額の20倍以内の権利金を受領した場合の所得区分	地代年額の20倍以内のときは、譲渡とみなされず、不動産所得として申告する 正しい答え 地代年額の20倍以内の規定は、借地権の価額が不明の場合の推定規定であり、借地権の時価が明らかな場合は、時価の1/2以上の対価の収受は譲渡とみなされる	所令79③ その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
49	区 分	みなし譲渡	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	個人が、時価以下で法人に不動産を売却した場合	譲渡者は、時価で譲渡したとみなされ、時価額を収入金額とする譲渡所得の申告が必要 正しい答え 時価の1/2未満の譲渡でなければ、時価で譲渡したとみなされる規定はない（この場合、実際の譲渡価額が収入金額）	所法59①二、所令169 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
50	区 分	みなし譲渡	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	個人が、時価以下で法人に不動産を売却した場合	譲渡者は、時価で譲渡したとみなされ、時価額を収入金額とする譲渡所得の申告が必要 正しい答え 時価の1/2未満の譲渡でなければ、時価で譲渡したとみなされる規定はない（この場合、実際の譲渡価額が収入金額）	所法59①二、所令169 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

区 分	みなし譲渡	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	時価の2分の1未満の価額で譲渡した場合は、みなし譲渡課税となり、時価で譲渡したことになる	所法59①二
51	個人又は法人に対して低額譲渡があった場合の課税関係	正しい答え 法人に対してはみなし譲渡となるが、個人に時価の2分の1未満で譲渡した場合には、時価で譲渡したとみなされることはない(譲渡損がなかったものとされる)	その他(コメント・作成年月) 相手先が個人と法人で異なるので混同しないこと 平成14年6月作成

区 分	みなし譲渡	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	無償の譲渡(贈与)であり、法人に受贈益が課税され、簿価は、寄附者の取得価額を引き継ぐ	所法59
52	法人に土地を寄附した場合の課税	正しい答え 法人に対する寄附は、時価で法人に譲渡したとみなされて寄附者に譲渡所得が課税され、法人に受贈益が課税される。法人の簿価は時価となる(取得価額引継なし)	その他(コメント・作成年月) 贈与先が法人と個人で、課税関係が大きく異なる 平成14年6月作成

区 分	有価証券	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	譲渡所得内の計算なので、損益通算にあらず、株式等の譲渡所得以外の譲渡所得の金額から控除できる	措法37の10①
53	申告分離課税の株式等の譲渡所得の計算上生じた損失の金額の、株式等以外の他の譲渡所得との通算の可否	正しい答え 株式の譲渡損失はなかったものとされ、株式等の譲渡所得以外(例えば土地)の譲渡所得との通算は不可(譲渡所得内通算でも不可)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	有価証券	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	譲渡所得である	所法33②一、所基通23～35 共一11
54	株式の譲渡による所得の所得区分	正しい答え 営利目的で反復継続して株式の譲渡が行われる場合は、事業又は雑所得であり、必ずしも譲渡所得とは限らない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	有価証券	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	長期所有上場株式(所有期間1年超)の100万円控除は、「先入先出し」の考え方によるので、取得費の計算も先に取得した株式を順次譲渡したとした計算を行う	措法37の10-10、37の10-4、所令118
55	100万円控除適用において、同一銘柄の株式を複数回にわたり取得した場合の株式譲渡所得の金額の計算上における取得費の計算	正しい答え 長期所有上場株式(所有期間1年超)の100万円控除における「先入先出し」の考え方は、所有期間の判定に関するもので、取得費の計算は、総平均法に準ずる方法	その他(コメント・作成年月) 所有期間の判定と、取得費の計算を混同していることが多い 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 譲渡

番号	区 分	有価証券	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		不明なものは5%、明らかなものは実際の取得価額をもとに総平均法に準ずる方法で取得費の計算をおこなう	所基通48-8
	株式の譲渡所得の計算上、同一銘柄で、取得価額が不明のものと明らかなものがある場合の概算取得費(5%)の適用の可否		正しい答え 同一銘柄で部分的に概算取得費(5%)を適用することはできない	その他(コメント・作成年月) 全部について5%とするか、取得価額を合理的に算出し、総平均法に準ずる方法による 平成14年6月作成
番号	区 分	有価証券	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		証券会社でもらった取引報告書をつければ、計算明細書の添付は不要	措令25の8⑦、措規18の9⑥
	株式の譲渡による所得の確定申告の際の計算明細書の添付		正しい答え 申告義務のある場合(譲渡益がある場合)、政令及び省令に所得計算内容を記入した書類の添付が必要と規定されており、取引報告書では足りない	その他(コメント・作成年月) 特に確定申告時期に、納税者からの質問が多い 平成14年6月作成
番号	区 分	有価証券	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		権利行使時の時価が取得価額	所令109①-
	税制適格ストックオプションを行使して取得した株式を譲渡した場合の取得価額		正しい答え 権利行使時に払い込んだ価額が取得価額	その他(コメント・作成年月) 税制不適格ストックオプションと異なることに注意 平成14年6月作成
番号	区 分	有価証券	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		投資信託の受益証券も有価証券であり、譲渡益課税の対象となる	措法37の15
	いわゆる投資信託を売却した場合の譲渡益への課税		正しい答え 一般的ないわゆる投資信託の譲渡益は非課税である(ETFなどの上場しているものその他一部の投資信託を除く)	その他(コメント・作成年月) 一般的には非課税であるが、投資信託の種類をよく確認する必要あり 平成14年6月作成
番号	区 分	有価証券	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		その譲渡した年に取得した当該株式の取得価額の合計額を取得株式の総数で除したものを単価として計算する(総平均法)	所令118①
	同一銘柄の株式を複数回取得した場合の譲渡所得の取得費の計算		正しい答え 譲渡することに平均単価を算出し、その価額とその後の購入額との平均をもって取得費の計算をする(総平均法に準ずる方法)	その他(コメント・作成年月) 総平均法と総平均法に準ずる方法(移動平均法の考え方)との違いに注意 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 相続

番号 61	区 分 遺産分割 誤りやすい項目 「法定相続分」と遺産分割	誤った認識 法定相続分が民法に定められているので、その法定相続分に応じて財産を取得することとなり、それ以外の割合で遺産分割すると贈与税の課税問題が生ずる 正しい答え 民法上の法定相続分は、遺産分割までの潜在的な被相続人からの権利の取得割合を定めたものであり、分割協議し、これと異なる割合となっても贈与課税されない	根拠法令等 その他(コメント・作成年月) 法定相続分は絶対的な確定取得割合ではない 平成14年6月作成
番号 62	区 分 遺産分割 誤りやすい項目 相続税の当初申告を、未分割のため、法定相続分で行っていた後に、分割が確定した場合の手続き	誤った認識 当初申告と異なった割合での取得となった場合は、増えた者は修正申告、減った者は更正の請求を行う 正しい答え 特別の手続きは要さず、各相続人間で精算する方法でもよい(ただし、更正の請求がなされ、減額更正をした場合には、他の税額の増える相続人については、増額更正)	根拠法令等 相法31、32①一、35③ その他(コメント・作成年月) ただし、小規模宅地の特例など適用により税額の総額が減少する場合は手続きすべき 平成14年6月作成
番号 63	区 分 遺産分割 誤りやすい項目 相続人でない孫が取得した財産への課税関係	誤った認識 相続人でないため、遺贈によって取得したとみなされ、相続税の課税関係が生じる 正しい答え 相続人や受遺者以外の者が財産を取得した場合は、相続人からの贈与となり、贈与税の課税関係が生じる	根拠法令等 その他(コメント・作成年月) 一旦相続人が取得して、その者が孫に贈与したこととなる 平成14年6月作成
番号 64	区 分 課税価格 誤りやすい項目 被相続人が外国人で、外国に居住している相続人と日本に居住している相続人がいる場合の計算	誤った認識 外国に居住している相続人が取得した国外財産も課税価格に算入して計算する 正しい答え 基礎控除の計算は、法定相続人全員をカウントし、課税価格には、外国に居住する相続人が取得した国内財産+日本に居住する相続人が取得した全世界財産を算入する	根拠法令等 相法11の2 その他(コメント・作成年月) 外国居住の相続人が、特例納税義務者に該当する場合は、これと異なる 平成14年6月作成
番号 65	区 分 課税価格 誤りやすい項目 法定相続人以外の者(孫)への生前贈与していた場合の相続税の課税価格の3年以内加算	誤った認識 孫が生前に取得した贈与財産を、相続開始3年以内の贈与加算対象として、相続税の課税価格に加算した 正しい答え 孫が、相続又は遺贈により財産を何も取得していなければ、生前に贈与により取得した財産を、相続税の課税価格に加算する必要はない	根拠法令等 相法19① その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 相続

番号	区 分	課税価格	誤った認識	根拠法令等
66	誤りやすい項目	相続人以外の者に死因贈与（死亡を原因とする贈与）した場合の課税の取扱いについて	死因贈与も贈与だから贈与税の対象になる 正しい答え 相続税法上、死因贈与は遺贈に含まれ、相続税の対象となる	相法1 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
67	誤りやすい項目	国内に住所を有しない者が相続により財産を取得した場合は、国内財産の取得のみに課税	国内に住所を有しない者であっても、その者が特例納税義務者（措法69）に該当すれば、国外財産に対しても課税される	相法1②、2②、措法69 その他(コメント・作成年月) 平成12年4月1日以後は課税対象がこのように改正されているので注意 平成14年6月作成
68	基礎控除	被相続人の養子が既に死亡しているため、当該養子の子3人（被相続人の孫）が代襲相続した場合の法定相続人の数	基礎控除の計算で、養子の人数制限（実子のいない場合、養子は2人まで）により、法定相続人を代襲相続人2人として計算した 正しい答え 養子の子である代襲相続人は、養子の人数制限はないので、法定相続人は3人となる	相基通15-2 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
69	基礎控除	被相続人の母が相続放棄し、兄弟姉妹が相続人となった場合の法定相続人の数	基礎控除等の計算の際の法定相続人の数は、相続放棄後の相続人の人数である 正しい答え 基礎控除等の計算の際の法定相続人の数は、放棄がなかったとした場合の相続人の数である	相法15② その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
70	基礎控除	相続人の身分が重複した場合（養子であり、かつ、代襲相続人）の基礎控除の計算	養子の分と代襲相続の分の相続財産を取得する権利があるのだから、基礎控除の計算上、法定相続人の数も2人分として計算する 正しい答え 相続分が増えるだけであり、基礎控除計算の際の法定相続人数はあくまで1人分として計算する	相基通15-4、図解相続税贈与税（13年版P128） その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 相続

番号	区 分	債務控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	固定資産税の債務控除の計上	固定資産税の債務控除の可否は、納期が到来しているか否かで判断する	相基通14-2
71			正しい答え 賦課期日のある地方税については、納期に関係なく、その賦課期日において納税義務が確定したものとして扱う	その他(コメント・作成年月) 納税者が誤解していることが多い 平成14年6月作成
番号	区 分	債務控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	遺贈により財産を取得した者の債務控除	遺贈により財産を取得した者も相続税の課税対象となるので、債務控除できる	相法13
72			正しい答え 相続人でない者は、被相続人の債務を承継することはないので、遺贈により財産を取得した者であっても、債務控除できない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	相続人	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	兄弟姉妹の子の相続権について	被相続人に配偶者、子及び親がいなく、兄弟姉妹もすでに死亡している場合、当該兄弟姉妹の子には相続権はない	民法889②
73			正しい答え 兄弟姉妹の子にも代襲相続権はあるので相続人となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	相続人	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	相続放棄について	遺産分割の際、財産を取得しないことに同意すれば、相続放棄したこととなるので、次順位の相続人が繰り上がって相続人になる	民法915、938、939
74			正しい答え 相続放棄は、相続人となったことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申し出なければ効力が生じない。分割協議で事実上放棄しても、放棄したことにならない	その他(コメント・作成年月) 納税者が誤解していることが多い 平成14年6月作成
番号	区 分	生命保険金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	生命保険金の受取人が、離婚した妻となっていた場合の保険金の取扱い	あくまで契約上の受取人は元妻であるので、元妻が遺贈により取得したとみなされる	相基通3-12
75			正しい答え 受取人の名義変更手続がされていないことについて、やむを得ないと認められ、現実の取得者が取得する相当の理由のある場合(例えば現在の妻)、その者が受取人	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 相続

番号	区 分	生命保険金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
76	生命保険金の受取金額について		契約者貸付金がある場合は、当該貸付金控除前が受取金額で、契約者貸付金は債務である	相基通3-9
			正しい答え 契約者貸付金を控除した後の実際受取額が受取保険金額で、契約者貸付金は債務にならない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	生命保険金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
77	生命保険金の非課税金額(500万円×法定相続人数)の控除について		相続を放棄した者も、遺贈により取得したとみなして、受取保険金から非課税金額を控除できる	相法3、12⑤、相基通12-8
			正しい答え 相続を放棄した者(家庭裁判所への手続きをした者)は、相続人ではないから、受取保険金に対して、非課税金額を控除することはできない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	生命保険金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
78	みなし相続財産となる生命保険金について		被相続人の死亡によって支払われる保険金(被相続人が保険料を負担)は、すべてみなし相続財産である	相令3①一、相基通3-4、所法9①十五、資産質疑応答(庁H13.3)P20
			正しい答え 相続人が日本で免許を受けていない外国保険業者と、国外で保険契約をしていた場合(保険料は被相続人負担)、みなし相続財産ではなく、相続人の一時所得となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	生命保険金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
79	死亡により受取人が取得した生命保険金を遺産分割することの可否		受取人が承諾すれば、分割協議により、受取人以外の者が取得することとしても問題ない(遺産分割協議書に記載すればよい)	
			正しい答え 相続又は遺贈により取得したとみなされる生命保険金は、相続税法上、課税財産とみなしているのであって、本来の遺産ではない(承継取得でない)ので分割対象でない	その他(コメント・作成年月) 民法上の承継財産は分割対象であるが、税法上のみなし相続財産は分割対象でない 平成14年6月作成
番号	区 分	生命保険金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
80	被相続人の死亡によって取得した生命保険金の課税関係		死亡保険金は、すべてみなし相続財産として相続税が課税	相法3①一
			正しい答え 保険料負担者が、被相続人の場合はみなし相続財産、受取人の場合は一時所得、受取人以外の者であれば贈与税	その他(コメント・作成年月) 保険料負担者が被相続人であるかどうか確認する 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 相続

番号	区 分	退職手当金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	弔慰金に対する相続課税	遺族が死亡退職金の支給を受けた場合、みなし相続財産として課税されるが、死亡退職金のうち、普通給与の6ヶ月分に相当する価額までは弔慰金とすれば非課税	相基通3-20
81			正しい答え 普通給与の6ヶ月分まで課税されないのは、弔慰金として支給されたものについての取り扱いであり、退職金として支給されたものを弔慰金として扱うのではない	その他(コメント・作成年月) 「弔慰金」は、本来、遺族に対して支給されるものであり、相続税の課税対象でない 平成14年6月作成
番号	区 分	小規模宅地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	不動産貸付を事業的規模で行っていた場合の小規模宅地の特例	取得者が一定の要件を満たせば、特定事業用宅地として80%減額対象となる	措法69の4③一
82			正しい答え 不動産貸付業は規模にかかわらず特定事業用とすることはできず、80%減額対象にしかない	その他(コメント・作成年月) ただし、貸付先が特定同族会社の場合、80%減額の可能性有 平成14年6月作成
番号	区 分	小規模宅地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	特養ホームに入所したために、空家となった被相続人の自宅への小規模宅地の特例の適用	被相続人が相続開始時点で居住していないから居住用の小規模宅地とならない(小規模宅地対象外)	
83			正しい答え 特養ホームに入所した場合は、自宅をいつでも使えるよう維持管理されているときは、例外的に居住用宅地とする(要件を満たせば特定居住用で80%減も可能)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	小規模宅地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	同一敷地内に建物が2棟ある場合の、小規模宅地適用の判定	それぞれの建物の、床面積の合計の比によりその敷地を按分して、小規模宅地の適否を判定する	
84			正しい答え 敷地を明確に特定できない場合、それぞれの建物の建坪面積の比によりその敷地を按分し、小規模宅地の適否を判定する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	小規模宅地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	1棟の建物(区分所有建物)の敷地に係る特定居住用小規模宅地等の特例について	2世帯住宅(区分所有建物)の場合、子の区分所有部分に係る敷地と、自己の区分所有部分に係る敷地を分けて考え、それぞれ要件を検討する	措法69の4③二、措通69の4-9
85			正しい答え 建物の一部が特定居住用に該当すれば(建物が区分所有か否か問わず)、一棟の建物の敷地全体(限度面積まで)が特定居住用宅地となる(特定事業用部分等は除く)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 相続

番号	区 分	小規模宅地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		それぞれの小規模宅地の種類に応じた限度面積の合計まで、小規模宅地等の特例の適用がある	措法69の4②、措通69の4-10
86	数種の小規模宅地等がある場合の限度面積計算について		正しい答え 数種の小規模宅地の適用がある場合、一定の限度面積の計算が必要である（単純合計ではない）	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	小規模宅地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		一棟の建物のうち、その一部が特定事業用に該当する場合、その敷地は全部適用できる	措令40の2②
87	特定事業用の小規模宅地の課税の特例（一棟の建物の敷地）		正しい答え 一棟の建物の敷地の取扱い、特定居住用の場合だけでなく、特定事業用の場合、該当部分と非該当部分を分ける必要あり	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	小規模宅地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		貸家建付地として評価された部分については、特定居住用宅地の小規模宅地の特例の適用はできない（面積按分して自用地部分のみ適用可能）	措法69の4③二
88	貸家併用住宅の敷地で、貸家建付地として評価された部分についての特定居住用宅地の小規模宅地の特例の適用の可否		正しい答え 一部でも特定居住用の要件に該当する者が取得すれば、その建物の敷地は、財産評価の区分にかかわらず、限度面積まで特例適用可能（貸家建付地部分も）	その他(コメント・作成年月) 財産評価と、小規模宅地の特例（課税価格の特例）を混同している場合が多い 平成14年6月作成
番号	区 分	小規模宅地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		農地であっても、事業に変わりないので事業用として小規模宅地の特例の適用が可能	措法69の4①
89	被相続人が農業を営んでいた場合の農地に対する小規模宅地の特例の適用の可否		正しい答え 小規模宅地の特例は、土地が建物又は構築物の敷地の用に供されていることが要件であり、農地（構築物なし）は不可	その他(コメント・作成年月) 宅地や宅地の上に存する権利に対する特例である 平成14年6月作成
番号	区 分	計算	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		被相続人の遺産を財産評価し、そこから債務控除した価額が基礎控除を上回り、一定の税額控除後の税額がある場合に申告義務あり（被相続人ベースで計算）	相法11の2、13、27
90	相続税の申告義務の判定		正しい答え 財産を取得した各人ごとに課税価格（債務控除後）を計算し、合計額が基礎控除額を上回り、一定の税額控除後の税額がある場合に申告義務あり（各人ベースで計算）	その他(コメント・作成年月) 申告義務の判定は、相法27及び「課税価格」を正しく理解する必要がある 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 相続

番号	区 分	配偶者控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		相続財産から1億6千万円を控除して課税価格の計算を行っている	相法19の2①
	配偶者控除の計算について			
91			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			配偶者控除は税額控除であるので、各人の税額の計算の段階で配偶者の税額から控除する(1億6千万円までは相続しても税額控除で税額0となる計算の仕組みである)	納税者の誤解が多い 平成14年6月作成
番号	区 分	配偶者控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		配偶者が相続した場合、その相続財産の全てに適用がある	相法19の2、相基通19の2-4
	配偶者の税額軽減			
92			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			特定遺贈分や遺産分割協議された財産について適用があるが、未分割財産については原則として適用がない	未分割の場合、「3年以内分割見込書」を提出しておけば、分割後に適用可能 平成14年6月作成
番号	区 分	2割加算	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		兄弟が相続人として相続した場合には該当しない	相法18条、民法725,726
	相続税額の2割加算			
93			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			一親等の血族でないので2割加算の適用がある	平成14年6月作成
番号	区 分	税額控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		制限納税義務者は相続税法19条の3で、未成年者控除対象外とされており、控除不可	日米相続税条約4
	アメリカ合衆国に居住していた者が死亡した場合に制限納税義務者である未成年者が日本国内財産を相続した場合の未成年者控除			
94			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			制限納税義務者であっても、被相続人がアメリカ合衆国の国籍を有し、若しくは同国に住所を有していた場合は、その未成年者は控除可能(障害者控除も同様)	相法19の3のみでは読み取れないので注意(アメリカ合衆国のみとの条約) 平成14年6月作成
番号	区 分	申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		未成年者が相続人の場合、親権者が代理人となり、申告書を提出しなければならない	
	未成年者が相続税の申告をする場合の代理人の要否			
95			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			未成年者であっても、意思能力があれば(法律行為能力は不要)、本人が署名捺印して申告できる	平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 相続

番号 96	区 分	申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	相続税の申告期限前に出国した者の申告期限	相続税の申告様式が相続人連名になっていることから他の相続人と同様に相続開始後10ヶ月以内に一緒に申告すればよい	相法27、図解相続税(13年版)p195
			正しい答え 出国する場合は、その者については、出国の日が申告期限である	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 97	区 分	申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	相続税の課税時期	相続登記をするとその時点で相続税の申告をしなければならない	相基通1・1の2共-7
			正しい答え 相続税の課税時期は、相続開始時期(財産取得時)であり、登記時ではない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 98	区 分	申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	相続税の申告期限	死亡した日の翌日から10ヶ月以内	相基通27-4
			正しい答え 相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内(ただし、一般的には死亡した日の翌日から10ヶ月以内となる)	その他(コメント・作成年月) 「死亡日＝相続の開始があったことを知った日」とならない場合もあることに注意 平成14年6月作成
番号 99	区 分	納税猶予	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	相続税の納税猶予を受けている農地に収用事業があり、譲渡した場合の納期限の確定	収用事業のために譲渡した場合、20%の譲渡面積制限から除外されるため、納期限は確定せず、相続税を納付する必要はない	措法70の6①、⑦
			正しい答え 収用事業のために譲渡した場合、20%の譲渡面積制限から除外されるが、その分の納期限は確定し、相続税及び利子税を納付する必要あり(20%制限から除外するのみ)	その他(コメント・作成年月) 20%面積制限と、納期限の確定事由を混同しないこと 平成14年6月作成
番号 100	区 分	物納	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	延納と物納	相続税を金銭で一括納付することが困難と認められる場合は、延納制度又は物納制度を選択して申請できる	相法41①
			正しい答え 物納は、延納によってもなお、納付することが困難な場合にのみ許困難な金額を限度に許可される(選択制でない)	その他(コメント・作成年月) 相談に当たっては、安易に利用可能と指導しないこと 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 相続

番号 101	区 分	物納	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	物納できる財産	物納する財産については納税者の任意である	相法42、相基通41-2、42-2
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			物納申請できるのは、延納によっても金銭納付が困難であることを前提としており、また物納財産は管理又は処分するのに不適当な場合は物納財産の変更を求められる	平成14年6月作成

番号 102	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	相続税に関する不服申立ての相手方	相続税は被相続人の住所地の所轄税務署長に申告するので、不服申立ても被相続人の住所地の所轄税務署長である	相法附則③
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			相続又は遺贈により財産を取得した者（相続人等）の住所地の所轄税務署長に対して不服申立てができる	平成14年6月作成

番号	区 分		誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)

番号	区 分		誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)

番号	区 分		誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 贈与

番号	区 分	課税価格	誤った認識	根拠法令等
103	誤りやすい項目	毎年110万円づつ、10年間贈与する契約をした場合の贈与課税の取り扱い	各年ごとの贈与となり、各年とも基礎控除以下の贈与であるので申告不要 正しい答え 110万円×10年間の定期金の贈与となり、定期金の評価を行い、贈与年分で一括課税	 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
104	誤りやすい項目	債務超過の同族会社が役員から債務免除を受け、株価が増加した場合の経済的利益のみなし贈与課税	誤った認識 債務超過である同族会社が役員から債務免除をうけた場合、株価が増加するので、既存の同族株主は当該役員から贈与を受けたこととなる 正しい答え	根拠法令等 相基通9-3 その他(コメント・作成年月) 納税者からの照会が多い 平成14年6月作成
105	誤りやすい項目	共有の土地を分筆して単独所有に変更した場合の贈与課税	誤った認識 共有持分割合で面積を按分して分筆すれば課税関係は生じない(面積比で考える) 正しい答え 分筆後のそれぞれの土地について、角地加算等の補正を行い、補正後の評価額の比と、分筆前の共有持分の比に開差が生じれば贈与課税の問題有り(価格比で考える)	根拠法令等 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
106	誤りやすい項目	使用貸借により土地を借り受けた場合の経済的利益の課税	誤った認識 使用貸借による場合は、権利が発生しないので経済的利益はない 正しい答え 土地を無償使用することによる経済的利益(地代相当額)は経済的利益の課税対象(権原である使用借権は価額が0であり課税されない)	根拠法令等 使用貸借通達1、相基通9-10 その他(コメント・作成年月)
107	誤りやすい項目	住宅取得資金の贈与の特例の適用	誤った認識 家屋、土地等そのものの贈与についても居住用であれば特例適用可 正しい答え 物件贈与は特例対象外(住宅取得資金の贈与のみが対象)	根拠法令等 措法70の3 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 贈与

番号 108	区 分	住宅取得資	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		両親それぞれからの550万円の贈与について、特例を受けることができる(計1,100万円)	措法70の3①
	両親から住宅取得資金の贈与を受けた場合の計算		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
				平成14年6月作成
番号 109	区 分	住宅取得資	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		550万円を超えた贈与を受けた場合、全部について、特例ができなくなる	
	住宅取得資金の贈与の特例対象限度額		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
				平成14年6月作成
番号 110	区 分	住宅取得資	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		資金贈与を受けた日の翌年の3月15日までに土地を取得、建物が建築され、入居できれば適用可能である	措通70の3-2
	土地を先行取得し、その上に建物を建築した場合の住宅取得資金の贈与の特例適用の可否		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			土地については、建物と同時に取得したものでなければならず(例えば建売住宅、建築条件付分譲宅地など)、先行取得した場合の土地は特例対象外	納税者からの照会が多い 平成14年6月作成
番号 111	区 分	住宅取得資	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		家屋の取得対価であり、要件を満たしていれば特例適用可能	措法70の3
	住宅取得資金の贈与を受け、購入した家屋のローンの返済に充てた場合		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			借入金の返済に充てた場合、たとえその借入金が特例対象家屋の購入のためであっても、適用不可(購入先に支払うことが必要で、贈与資金が残っていない)	納税者が誤解していることが多い 平成14年6月作成
番号 112	区 分	住宅取得資	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		共有で取得した場合、共有持分に応じた登記簿床面積が50㎡以上かどうか判定する	措通70の3-5(2)
	住宅取得資金の贈与の特例の対象となる家屋の床面積の判定(共有で取得した場合)		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			共有で取得した場合であっても、家屋全体で登記簿上床面積が50㎡以上かどうか判定する	贈与税申告期間に納税者からの質問が多い 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 贈与

113	区 分	住宅取得資	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	住宅取得資金の贈与の特例適用による申告義務	受贈額が550万円までは非課税であるので申告する必要はない	措法70の3⑩
114	区 分	住宅取得資	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	住宅増改築資金の贈与の特例で共有物件に対する増改築費用の判断	増改築工事に要した費用は各人の持分により、各人それぞれが1,000万円以上のものでないと特例対象とならない	措法70の3⑥ー
115	区 分	住宅取得資	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	配偶者の親から住宅取得資金の贈与を受けた場合の特例の適用	義父母からの贈与も対象となる	措法70の3①
116	区 分	使用貸借	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	使用貸借による土地の借受けがあった場合の贈与税の課税関係	借地権相当額の贈与があったとして課税	使用貸借通達1
117	区 分	申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	申告義務	一回につき、110万円までの贈与であれば、基礎控除以下なので申告の必要なし	相法21の2①

税相版 誤りやすい事例集

税 目 贈与

番号 118	区 分 申告	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 贈与税の申告期間	贈与税の申告期間は所得税の確定申告期間と同じである	相法28
	正しい答え	贈与税の申告期間は、贈与を受けた年の翌年2/1～3/15までである（所得税より半月早く始まる）	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

番号 119	区 分 低額譲受	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 親族間において路線価による土地の譲渡があった場合の課税関係	路線価で譲渡すれば課税関係は生じない	相法7、平元3月29日直評5、直資2-204
	正しい答え	譲渡者は通常の譲渡課税、譲受者には時価と譲渡代金（路線価）との差額に対して贈与税を課税（実質的に贈与を受けたと認められる場合）	その他(コメント・作成年月) この場合、路線価＝時価ではない 平成14年6月作成

番号 120	区 分 低額譲受	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 親族間の土地売買	時価の1/2以上で売買すれば課税関係は生じない	相法7
	正しい答え	著しく低い価額での売買は、譲受者に対し贈与課税あり（時価の1/2という規定はない）	その他(コメント・作成年月) 著しく低い価格とは、1/2未満をいうのではないことに留意 平成14年6月作成

番号	区 分	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		
	正しい答え	その他(コメント・作成年月)	

番号	区 分	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		
	正しい答え	その他(コメント・作成年月)	

税相版 誤りやすい事例集

税 目 財産評価

番号	区 分 株式	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	評価会社の資産の中の取引相場のない株式を評価する際に、純資産価額の計算上、評価差額に対する法人税相当額（42%）を控除している	評基通186-3
121	評価会社の資産に、取引相場のない株式がある場合の評価	正しい答え 評価会社の資産の中の取引相場のない株式を評価する際には、純資産価額の計算上、評価差額に対する法人税相当額を控除できない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分 株式	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	路線価等により貸家建付地の評価をしている	評基通185
122	評価会社が3年以上以内に取得したアパート及びその敷地を保有している場合の当該アパートの敷地の評価	正しい答え 貸家建付地評価はではなく、課税時期の通常の取引価格で評価する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分 株式	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	国外であるので何か特別な評価をする	評基通5-2
123	取引相場のない国外の会社の株式の評価	正しい答え	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分 株式	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	借地権として計上されているものは、すべて路線価等に基づいて財産評価を行い、資産として計上しなければならない	評通185
124	評価会社のB/S上に「借地権」として表示されているものの評価	正しい答え 決算書に計上されている借地権が、財産評価基本通達上の借地権なのか賃借権等なのかを判断し、その権利の種類に応じて財産評価する（評価しないこともありえる）	その他(コメント・作成年月) 財産評価上の借地権でなくとも決算書に計上されている場合がある 平成14年6月作成
番号	区 分 株式	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	合名会社、合資会社の持分払戻請求権の評価についても取引相場のない株式の評価方法に準じて計算する	評通194
125	合名会社、合資会社の持分払戻請求権の評価について	正しい答え 出資者の死亡により退社となる場合（承継不可の場合）には、持分払戻権として、総資産から総負債を控除した価格に持分を乗じて評価することとなる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 財産評価

番号	区 分 株式	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	株式の取得者が5%未満しか取得しなかった場合は、少数株主なので同族株主にならず配当還元方式となる	評基通188
126	取引相場のない株式の評価方法の判定（同族株主になるかどうかの判定）	正しい答え 取得者のみならず、同族グループの持株割合で判定し、原則として、グループ合計で30%以上取得していれば、構成員はみな同族株主（取得者だけで判断しない）	その他(コメント・作成年月) 純資産方式などの原則的評価となった場合でも、例外的に少数株主の判定が別途要 平成14年6月作成
番号	区 分 株式	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	配当がないので、相続税評価額は0である	評基通188-2
127	配当還元方式で株を評価する場合に、評価会社が無配当の場合	正しい答え 年配当金額が1株50円に対し、無配又は2円50銭未満の場合は、2円50銭として計算する（評価額が0になることはない）	その他(コメント・作成年月) 配当還元方式で評価する場合は、いわゆる少数株主の場合である 平成14年6月作成
番号	区 分 株式	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	税務署の資産課税部門に備え付けられているので署に行って閲覧することとなる	
128	取引相場のない株式の評価で使用する「類似業種業種目別株価表」は、インターネット上で公開しているか	正しい答え 国税庁のホームページに公開されている（ http://www.nta.go.jp ）「通達等」⇒「法令解釈通達」⇒「個別通達」⇒「財産評価関係」	その他(コメント・作成年月) 最近問い合わせが多い 平成14年6月作成
番号	区 分 株式	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	資産負債であることには違いなく、帳簿価格、相続税評価額ともに同額で計上する	評価明細書（書き方）通達 第5表2(1)ホ、(3)
129	評価会社のB/S上に税効果会計の「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」が計上されている場合の取扱い	正しい答え 純資産価額の計算上、「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は計上しない	その他(コメント・作成年月) 繰延税金資産は財産的価値はなく、繰延税金負債は引当金と同様に確実な債務でない 平成14年6月作成
番号	区 分 土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	土地の貸付が使用貸借なので、自用地評価となる	
130	自己の土地上に建てたアパートを親族に贈与し、その土地は使用貸借により貸し付けることとした場合の土地の評価	正しい答え 貸家建付地の評価となる（借家人の敷地に及ぼす権利は、土地の使用貸借関係が開始する前に発生しており、当該権利は建物所有者が代わっても消滅しない）	その他(コメント・作成年月) 借家権の発生時期と建物所有者の移転時期の確認必要 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 財産評価

番号	区 分 土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	建物の一部が居住用に利用していれば、当該建物の敷地はすべて自用地評価となる	評基通26
131	貸家併用住宅の敷地の評価について	正しい答え 建物のうち賃貸に供されている部分の床面積を基準に、賃貸割合を算出し、賃貸部分は貸家建付地評価としての評価となり、居住用部分は自用地としての評価となる	その他(コメント・作成年月) 小規模宅地の特例における特定居住用の取扱いと混同しないよう注意 平成14年6月作成
番号	区 分 土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	正面路線に接していない側方道路であつても側方影響加算率を適用する	評基通16、17
132	二方路線影響加算か側方路線影響加算かの判定について	正しい答え 評価する宅地の立地条件、利用状況などにより個別に評価すべきであるが側方路線としての影響の度合いが低い場合には二方路線影響加算率を適用することとなる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分 土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	側方路線に宅地が一部しか接していなくても、側方影響加算の計算に影響しない(特別の調整はしない)	評基通16
133	側方路線に宅地の一部が接している場合の評価について	正しい答え その宅地の側方の距離における側方路線に接している距離の割合を側方影響加算率に乘じて算出する(接している部分のみを影響加算の対象とする)	その他(コメント・作成年月) 不整形地の側方影響加算額の計算も同様である 平成14年6月作成
番号	区 分 土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	路線価が正面と側方にあることとなるので、側方路線影響加算を行うことになる	評基通14-3、評基通16
134	特定路線価を設定した場合の側方路線影響加算について	正しい答え 評価対象地の側方道路に、特定路線価が設定された場合、設定されることにより角地となっても、側方路線影響加算の計算は行わない(財産評価上の角地でない)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分 土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	セットバック部分の地積は評価対象地から除いて計算する	
135	セットバックを必要とする宅地の評価について	正しい答え セットバックを必要とする宅地については、そのセットバック部分について相当額を控除して評価する	その他(コメント・作成年月) 建物建築の際、前面道路幅員を4m(又は6m)確保するようしなければならない 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 財産評価

番号 136	区 分 土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 倍率方式で計算する農地の宅地造成費控除について	倍率方式で計算する農地は、宅地造成費を控除することができる	評基通40
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			宅地造成費は宅地以外の土地を宅地に造成する費用である(宅地比準価格との調整) 平成14年6月作成
番号 137	区 分 土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 倍率地域の固定資産税評価額	3年に1度の評価替えの年に、評価替え前の評価額を使っている	
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
		4月以降発表の評価替え後の評価額を使う	固定資産評価証明書の課税年分と相続税の課税時期を確認する 平成14年6月作成
番号 138	区 分 土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 生産緑地の評価	買い取りの申出のことができることができる日までに応じた減額割合を適用し評価している	評基通40-2
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
		主たる農業従事者が被相続人であった場合は、相続開始により買い取りの申出ができるので減額割合は5%となる	平成14年6月作成
番号 139	区 分 土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 土地の負担付贈与を受けた場合の評価	土地の相続税評価額(路線価等の価額)から負担額を控除した価額が財産評価額	平元3、29直評5、直資2-204
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			平成14年6月作成
番号 140	区 分 土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 私道(不特定多数の者が通行)に接している宅地の評価	私道を宅地の面積に算入して評価している(私道の評価減)	評基通24
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
		不特定多数の者が通行している私道(通り抜け道など)は評価する必要はない	平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 財産評価

番号 141	区 分	土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	路線価の付される地域	市街化区域は路線価方式であり（路線価が付されている）、市街化調整区域は倍率方式である（路線価は付されていない）	評基通11
	正しい答え	路線価が付されるのは、市街地的形態を形成している地域であり、都市計画法上の市街化区域全部に付されているとは限らない（市街化区域になって間もない地域など）	その他(コメント・作成年月)	
				平成14年6月作成

番号 142	区 分	土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	宅地比準で評価する市街地農地の固定資産評価額に乘じる倍率の種類	農地なので、固定資産評価額に農地の倍率を乗じる	評基通40
	正しい答え	近隣の宅地としての固定資産評価額に宅地の倍率を乗じて、さらに宅地造成費を控除して評価する（市街地農地は宅地比準評価なので宅地としての価格をまず算出する）	その他(コメント・作成年月)	倍率の種類と固定資産評価額の課税地目の整合性をとることに注意
				平成14年6月作成

番号 143	区 分	土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	宅地の下落修正がされている固定資産評価額が付された宅地の倍率方式による評価		
	正しい答え		その他(コメント・作成年月)	

番号 144	区 分	土地	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	がけ地補正と、宅地造成費控除を併用することの可否	それぞれの要件に該当すれば重複して適用可能	評基通20-4
	正しい答え	がけ地補正は、がけ部分がないとした場合の利用状況との比較による斟酌補正であり、宅地造成費は通常の宅地との比較における造成費相当の斟酌であり、併用不可	その他(コメント・作成年月)	両者の斟酌の意味をつかむ
				平成14年6月作成

番号	区 分		誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
	正しい答え		その他(コメント・作成年月)	

番号	区 分	圧縮記帳	誤った認識	根拠法令等
1	誤りやすい項目	盗難にあい保険金等取得した場合の「保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳」の適用可否	固定資産の滅失又は損壊により支払を受けた保険金等に該当しないので、適用されない 正しい答え 盗難の場合であっても、適用される	税法47 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

番号	区 分	圧縮記帳	誤った認識	根拠法令等
2	誤りやすい項目	収用等のあった日(収用等があった場合の固定資産の収益計上時期)	特別な事情がない限り契約日(収用権を背景とする譲渡の場合には、一般的に契約日に引渡しは完了し、その後は使用貸借的な関係となる) 正しい答え 契約日又は実際の引渡し日(収用権を背景とする譲渡であっても、固定資産の譲渡であるから引渡し日又は契約日いずれの日としても差し支えない)	法基通2-1-14、平成14年版法人税質疑応答集P.708 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

番号	区 分	受取配当等	誤った認識	根拠法令等
3	誤りやすい項目	受取配当等の益金不算入の計算上の総資産の価額	有価証券の評価換えを行った場合も総資産の価額に何ら調整を行わなくてよい(会計上の金額のまま計算を行う) 正しい答え その他有価証券の評価損(益)等相当額は総資産価額の調整が必要	法令22①、図解法人税(13年版)P48 その他(コメント・作成年月) 質問の多い事項 平成14年6月作成

番号	区 分	受取配当等	誤った認識	根拠法令等
4	誤りやすい項目	自己株式に配当した場合の受取配当等の益金不算入の適用	自己株式に配当することは認められていないので、その配当はいわば不当利得であるから、益金不算入の対象となる配当等に該当せず、適用されない 正しい答え 自己株式に対する配当であっても、その実質が株主の地位に基づいて供与される利益の配当である以上、益金不算入の対象となる配当等に該当し、適用される	法基通3-1-1 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

番号	5			
----	---	--	--	--

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

区 分	寄附金	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	人格のない社団等も収益事業についてのみ課税することとなるので、みなし寄附金の規定の適用がある	法法37④
6	人格のない社団等のみなし寄附金	正しい答え みなし寄附金の規定の適用があるのは、公益法人等のみ	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

区 分	寄附金	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	未払の寄附金も含めて、寄附金の損金算入限度額の計算を行う	法法37②
7	未払寄附金の損金算入限度額の計算	正しい答え 寄附金は、支出した事業年度で損金算入限度額の計算を行う	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

区 分	繰越欠損金	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	連続して確定申告書を提出していることが要件となっているので、青色欠損金の繰越控除は適用できない	法法57⑦
8	事業年度順と異なった順序で申告した場合の青色欠損金の繰越控除の適用	正しい答え 確定申告書の提出時に、欠損金の生じた事業年度以後すべての事業年度の申告書があればよく、必ずしも順序正しく申告書が提出されていることは要件としていない	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

区 分	繰越欠損金	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	繰越欠損金は、青色申告法人にのみ認められているのであるから、白色申告法人は繰越欠損金控除の適用はない	法法57①、⑦
9	白色申告法人の繰越欠損金控除	正しい答え 欠損金の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後も連続して確定申告書を提出していれば、繰越欠損金控除は適用される	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

区 分	繰延資産	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	繰延資産は実体のないものであるから、除却損のように償却期間の途中で未償却残高を損金の額に算入することはできない	法基通8-3-6
10	繰延資産の除却損失	正しい答え 繰延資産とされた費用の支出の効果の対象となった固定資産又は契約について、滅失又は解約等があった場合には、未償却残高は損金の額に算入される	その他(コメント・作成年月)
平成14年6月作成			

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

番号 11	区 分 減価償却 誤りやすい項目 共有の減価償却資産の10万円未満の判定	誤った認識 共有者全員の取得価額で判定する	根拠法令等 図解法人税(13年版) P97
		正しい答え 自己の持分に対応する部分の価額により判定する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 12	区 分 減価償却 誤りやすい項目 一括償却資産の損金算入限度額	誤った認識 事業年度の中で取得した資産を一括償却資産として損金の額に算入する場合の損金算入限度額は、月数按分することになる	根拠法令等 法令133の2
		正しい答え 月数按分する必要はない。したがって、取得価額の3分の1が損金算入限度額となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 13	区 分 減価償却 誤りやすい項目 事業年度が1年未満の場合の償却限度額の計算	誤った認識 事業年度が1年の場合の償却限度額を月数按分する	根拠法令等 耐令4②、図解法人税(13年版) P.113
		正しい答え 定額法の場合には改訂償却率を、また、定率法の場合には改訂耐用年数に応じた償却率を算出して償却限度額を計算する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 14	区 分 減価償却 誤りやすい項目 電話加入権の償却(少額資産の損金算入)	誤った認識 電話加入権は無形固定資産であり、少額であれば損金経理を要件に一時に損金の額に算入できる	根拠法令等 法令133、法基通7-3-16、図解法人税(13年版)p91、92
		正しい答え 電話加入権は非減価償却資産であり、償却することはできない(少額の減価償却資産の損金算入の規定の適用はない)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 15	区 分 減価償却 誤りやすい項目 賃借建物に対する内部造作の耐用年数	誤った認識 賃貸借契約の賃借期間が耐用年数	根拠法令等 耐通1-1-3
		正しい答え 建物の耐用年数や造作の種類等を基に合理的な見積もりが原則、契約更新ができず、かつ、買取請求できないものは賃借期間も可能	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	一括償却資産を除却等した場合、償却未済額を除却損として損金の額に算入される	法基通7-1-13
16	一括償却資産の除却等の処理	正しい答え 一括償却資産の場合には除却等を行った場合でも3年償却を行う	その他(コメント・作成年月) 10万円未満の資産を一括償却資産した場合も同様の処理となる 平成14年6月作成

区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	ソフトウェアは無形固定資産であるため一括償却の対象とならない	法法二十三、法令13①八
17	20万円未満のソフトウェアを一括償却資産に含めることの是非	正しい答え 無形固定資産は減価償却資産であり、一括償却の対象資産となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	営業権も減価償却資産である以上、期中取得の場合の償却限度額の計算は、月割計算する	法法31、法令59
18	営業権の減価償却	正しい答え 営業権の減価償却費の償却限度額の計算は、期中取得であっても月割計算は行わない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	少額減価償却資産は、償却限度額の規定にかかわらず、損金の額に算入できるのであるのだから、任意の事業年度で損金の額に算入することができる	法令133
19	少額減価償却資産の損金算入時期	正しい答え 少額減価償却資産は、事業の用に供した事業年度で損金経理を要件に損金の額に算入する規定であるので、任意の事業年度で損金の額に算入することはできない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	社歌を制定した場合は著作権(非減価償却資産)を取得することになるので、その製作に要した費用は損金の額に算入されない	法基通7-1-10
20	社歌と著作権	正しい答え 支出した事業年度の損金の額に算入される	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

番号	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	少額減価償却資産の損金算入金額	少額減価償却資産は、損金経理を要件としている規定であるから、その取得価額の金額の範囲であれば、いくらでも損金の額に算入することができる	法令133
21			正しい答え 少額減価償却資産は、その取得価額に相当する金額を損金経理を要件に損金の額に算入する規定であるので、一部の金額を損金の額に算入することはできない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	一括償却資産の損金算入期間	一括償却資産の損金算入期間は、毎期3分の1ずつ損金の額に算入するのであるから、3年で行わなければならない	法令133の2
22			正しい答え 損金算入限度額は、損金経理した金額のうち、一括償却対象額×事業年度の月数/36に達するまでの金額であるので、損金算入期間は3年を超えることもある	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	定期借地権を設定して建物を建築した場合の減価償却計算	建物等の法定耐用年数が定期借地権の契約期間より長い場合、その契約期間を耐用年数として減価償却費の計算をすることができる	法31①、法令48①
23			正しい答え 定期借地権の契約期間は物理的に建物自体の耐用年数に影響を与えるものではないので、原則として、法定耐用年数で減価償却費の計算をしなければならない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	減価償却	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	減価償却の償却限度額の円未満の端数処理	償却限度額に円未満の端数が算出された場合、納税者有利に切上げた金額を償却限度額とする	法31①
24			正しい答え 算出された償却限度額が、減価償却費の損金算入の「限度」となるので、実質的に円未満の端数を切捨てた金額が償却限度額となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	公益法人等	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	公益法人又は人格のない社団が解散する場合の申告	清算確定申告書の提出を要する	法92
25			正しい答え 清算所得については課税されないため、清算確定申告は必要ない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

区 分	公益法人等	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	公益法人等とみなされ、すべて公益法人等と同じ課税関係となる	特定非営利活動促進法(NPO法)46
26	NPO法人の取扱い	正しい答え 公益法人等とみなされ、収益事業についてのみ課税となるが、適用税率、みなし寄付金等の規定については、普通法人と同様に適用される	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	公益法人等	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	法人格を有するNPO法人となった場合、従前の法人格のない社団等と同一の納税義務者とみて、名称変更の異動届出書の提出が必要(青色欠損金の引継ぎ可)	法3、特定非営利活動促進法(NPO法)46
27	法人格のない社団等がNPO法人となった場合の青色欠損金の引継ぎの可否	正しい答え 別個の組織体であり、収益事業をNPO法人に引き継いだとしても別々の納税義務者として申告することになり、設立届出書等の提出が必要(青色欠損金の引継ぎ不可)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	公益法人等	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	公益法人等とみなされる	法26
28	中間法人の取扱い	正しい答え 普通法人と同じ課税関係となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	公益法人等	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	公益法人等の公益事業は課税されない	法5
29	公益法人等の収益事業について	正しい答え 公益法人等の公益事業であっても、収益事業に該当すれば課税される	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	交際費	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	未払の交際費は、実際に支出のあった事業年度で損金不算入額の計算を行う	措法61の4①
30	未払交際費等の損金不算入額の計算	正しい答え 交際費は、実際に接待、供応、慰安等の事実があった事業年度で損金不算入額の計算を行う	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

番号	区 分	資本的支出	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	資本的支出と修繕費の区分	修理・改良等に要した費用が60万円未満であれば、その全額を修繕費として損金経理をすることができる	法基通7-8-3~4
	31		正しい答え 60万円基準が適用できるのは、資本的支出か修繕費かが明らかでない場合に限られる。20万円未満であれば、修繕費として損金経理をすることができる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	借地権	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	定期借地権の設定に際し支払った借地権利金等	定期借地権は当初約束された期間が到来するまでの間のみ存続することが予定された借地権なので、支払った権利金を契約期間に応じて償却できる	法令137
	32		正しい答え 民事契約である以上、契約期間満了後に当事者間の合意で更新することは禁止されていないので、法人税法上、従来の借地権と同様に取扱う(償却できない)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	収入	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	不動産賃貸収入の収入計上の時期	支払日(支払期日)又は支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入される	所基通36-5、法基通2-1-29
	33		正しい答え 前受分を除き支払を受けるべき日(支払期日)の属する事業年度の益金の額に算入される	その他(コメント・作成年月) 法人税と所得税の取扱の混同 平成14年6月作成
番号	区 分	申告・手続き	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	提出期限の延長を受けている場合の更正の請求の提出期限	提出期限の延長は確定申告の提出期限を延長するものであり、更正の請求の提出期限とは無関係であるから、もとの申告期限から起算する	通法2七、23①、法法75の2
	34		正しい答え 提出期限の延長を受けることにより、本来の申告期限は延長期間の起算点を表すにすぎず、延長された期限が申告期限となるので、延長後の申告期限から起算する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	申告・手続き	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	中間申告と期限後申告	中間申告であっても、期限後申告であれば無申告加算税が付加される	法法73
	35		正しい答え 中間申告に期限後申告はありえないので、無申告加算税が付加されることはない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

区 分	申告・手続き	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	株主総会で決算が訂正されれば、その訂正された決算は確定した決算と認められるので、更正の請求は認められる	平成12年5月法人税質疑応答集P.303
36	臨時株主総会で決算書を訂正して更正の請求をすることの可否	正しい答え 原則として、商法の規定による決議無効等に基づく決算の変更等特別の事由に基づく決算の変更以外の理由による変更は認めないで、更正の請求は認められない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	税額計算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	医療法人であっても、法人である以上は留保金課税の対象となりえる	法20
37	医療法人に係る同族会社の留保金課税の適否	正しい答え 医療法人は会社ではないので、同族会社にはならない。したがって、留保金課税を適用されることはない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	税額計算	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	課税対象	法67
38	非同族の同族法人の留保金課税	正しい答え 非同族の同族会社は留保金課税の対象とない	その他(コメント・作成年月) 税理士、納税者からの質問 平成14年6月作成

区 分	税額控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	20%を控除した	法68、所法174、175
39	利子に係る所得税額控除	正しい答え 15%のみ控除対象となる。5%(利子割)は地方税で控除される	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	税額控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	控除対象外国法人税額が控除限度額を超える場合には、繰越控除対象外国法人税額として3年間繰り越すことになるので、還付されない	法69②、79
40	外国税額控除の還付	正しい答え 控除対象外国法人税額が控除限度額を超える場合、繰越控除限度額(繰越控除余裕額)があれば、その超える金額は控除する。控除しきれない金額があれば還付される	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

41	区 分	組織再編	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	組織再編成における青色欠損金額の引継ぎ	適格合併の場合のみ、一定の要件のもと青色欠損金額の引継ぎが認められる	法法57②、法令112①
42	区 分	租税公課	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	税抜経理方式を採用している場合の消費税額の損金算入時期	消費税の課税期間を含む事業年度の損金の額に算入する	平元直法2-1
43	区 分	租税公課	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	税込経理方式を採用している場合の消費税額の損金算入時期	消費税の課税期間を含む事業年度の損金の額に算入する	平元直法2-1
44	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	債務者の資産状態等から債権金額よりも低い価額で取得したいいわゆる不良債権の取得価額	取得価額はあくまでも債権金額であり、差額は益金の額に算入される。回収ができないと認められる金額は貸倒引当金の問題である	法人税法基本通達逐条解説2-1-34解説
45	区 分	その他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	法人成りの場合の設立期間中に生じた損益の計上時期	設立期間中に生じた損益は、設立後最初の事業年度の損益に含めることができる	法基通1-2-1、2-6-2

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

46	区 分 其他	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 同族判定における自己株式	同族会社の判定に当たっては自己株式を除いたところで判定する 正しい答え 株主の一人として判定することになり、別表2の記載に当たっては「その他の株主」欄に記載する	法基通1-3-2、決算と申告の実務(財協13年版)p926 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
47	区 分 引当金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 個別評価金銭債権の貸倒引当金の繰入について	国外法人から受領した手形が返戻された場合、手形取引停止処分と異なり貸倒引当金(個別金銭債権)の繰入ができない 正しい答え 手形の返戻が預金者に対する取引停止処分であることが明らかであるなら引当金の繰入が可能である	法法52、措法57の9、法基通11-2-9 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
48	区 分 引当金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 破産に係る個別評価金銭債権の貸倒引当金の繰り入れ	破産申立ての後、破産宣告があった場合は、法令96①の三号該当(50%繰入)から法令96①の一号該当にシフトする 正しい答え 破産宣告では、まだ法令96①一に該当せず、強制和議の認可決定が行われたときに該当となる	法令96 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
49	区 分 引当金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 貸倒引当金の一括評価債権の繰入れ限度額の計算上、実質的に債権とみられない金額を控除することの要否	貸倒引当金の一括評価債権の繰入限度額を計算する場合には、実質的に債権とみられない金額を控除する 正しい答え 貸倒引当金の一括評価債権の繰入限度額を計算する場合には、実質的に債権とみられない金額を控除するのは、法定繰入率を用いて計算する場合のみ	平成13年法法附則5、平成13年法令附則9 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
50	区 分 引当金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目 期末が休日である場合の期末満期手形を貸倒引当金の対象となる金銭債権に含めることの可否	期末が休日であっても、会計処理上、入金があったものとして処理を行うので、金銭債権に含まれる 正しい答え 期末が休日に当たる場合には、交換日は休日に次ぐ第一の取引日となり、翌日に決済されることになる。よって、期末に金銭債権として存在するので金銭債権に含まれる	引当金の税務(財協)P.72 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

区 分	引当金	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	貸倒損失の額に含んで計算する	法令96②、法基通9-4-1~2
51	子会社再建のための債務免除があった場合の貸倒引当金の貸倒実績率の計算	正しい答え 寄附金には該当しないと規定しているが、貸倒損失に該当するとは規定していない。したがって、貸倒実績率の計算上、貸倒損失の額には含まれない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	費用・損失	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	有価証券に準じて、要件を満たせば評価損の計上は認められる	法法33
52	市場価格が下落しているゴルフ会員権(預託金方式)の評価損	正しい答え 施設利用権(プレー権)であり評価損の計上は認められない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	費用・損失	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	逆仕訳をすればよい 未払金/役員賞与	法基通4-2-3
53	各人ごとに確定した利益処分による役員賞与を支払わないこととした場合	正しい答え 原則として、債務免除益として益金の額に算入する(一定の要件を満たすときは、益金の額に算入しないことができる)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	費用・損失	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	要件さえ満たせば、保険料の2分の1相当額は(福利厚生費等の)単純損金として、損金の額に算入される	所基通36-31(3)注2(2)
54	役員及び使用人の大部分が特殊関係者である法人が契約する養老保険の保険料の取り扱い	正しい答え 2分の1に相当する金額は給与等となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	費用・損失	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	取引先が破産宣告を受ければ全額貸倒処理できる	法基通9-6-1
55	取引先破産の場合の貸倒損失	正しい答え 破産宣告のみでは貸倒処理できない。その後の態様により判断する必要がある	その他(コメント・作成年月) 納税者が誤解していることが多い 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

番号	区 分 費用・損失	誤った認識	根拠法令等
56	誤りやすい項目 法律上の貸倒れの時期	法律上の貸倒れとなっていたものを失念して、処理を行っていない場合、気が付いた事業年度の損金の額に算入できる 正しい答え 法律上の貸倒れは、会社経理の如何にかかわらず、その事実があった事業年度の損金の額に算入される	法其通9-6-1、図解法人税(13年版)P244 その他(コメント・作成年月) 質問の多い事項 平成14年6月作成
57	誤りやすい項目 新聞購読料と短期前払費用	新聞の購読料を年払した場合、その購読料について短期前払費用の規定を適用し、支出した事業年度の損金の額に算入できる 正しい答え 新聞の購読料は、継続的に役務の提供を受けるための費用ではないので、短期前払費用の規定の適用はない。したがって、購読料の未経過部分は損金の額に算入されない	法基通2-2-14 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
58	誤りやすい項目 役員報酬の日割計上	事業年度末において、役員報酬を日割りで計算し、未払計上した 正しい答え 役員報酬は、包括的な委任の対価であり、民法上の後払原則との関係からみても、一般に日割計上は認められない	根拠法令等 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
59	誤りやすい項目 合名会社又は合資会社の無限責任社員と役員の範囲	無限責任社員は、会社の行為に対して強い責任を負っているものであるから、法人税法上は役員となる 正しい答え 業務執行社員に該当しない無限責任社員については、実際に法人の経営に従事しているもののみが役員となる	根拠法令等 法令7、法基通9-2-1 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
60	誤りやすい項目 使用人兼務役員が常務取締役役員となった場合に支給した使用人部分に係る退職給与の打ち切り支給	単に役員としての地位に変動があっただけであり、退職というような事実がないので、税務上、どんな場合もその打ち切り支給額は賞与となる 正しい答え 兼務役員昇格時に退職給与の支給をしていない者に、使用人としての退職給与規定に基づき使用人部分を通算して支給している等の条件を満たせば、退職給与となる	根拠法令等 法基通9-2-25(逐条解説参照) その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 法人

番号 61	区 分	有価証券	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		「その他有価証券」であっても、期中売買実績があれば、期末に時価評価する	税法61の3
	有価証券の時価評価		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			取得時の区分は一定の場合を除き変更できないので、たとえその「その他有価証券」について、期中に売買実績があっても売買目的有価証券として時価評価できない	平成14年6月作成

番号 62	区 分	留保金	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		従業員持株会名義の株式は、同一の株主グループとして同族会社の判定の基礎とする	平成13年10月法人税関係質疑応答事例集 (庁・審理室・法人課税課)
	従業員持株会がある会社の留保金課税		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			原則として、従業員持株会名義株式は、その構成員に持分に応じて直接的に帰属するので、同一株主グループとはみない(人格のない社団等とみる考え方もあるので注	平成14年6月作成

番号	区 分		誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)

番号	区 分		誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)

番号	区 分		誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目			
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 消費

番号 1	区 分	納税義務	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	個人事業者が法人 成りした場合の納 税義務	法人成りした場合は、個人事業者であった 時も基準期間となる	消基通1-4-6(注)
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			納税義務の有無の判定は、事業者単位(個 人と法人は別人格)で行うので、設立後2 年間は基準期間がない法人となる	質問の多い事項 平成14年6月作成
番号 2	区 分	納税義務	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	人格のない社団の 課税関係	収益事業に係る課税資産の譲渡等について のみ課税の対象となる	消法3、消基通1-2-1~1- 2-3
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			課税資産の譲渡等に該当するものは消費税 の課税対象となるので、非収益事業に係る 取引であっても課税資産の譲渡等について は課税対象となる(公益法人も同様)	 平成14年6月作成
番号 3	区 分	納税義務	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	外国法人が日本で 事業を開始した場 合の納税義務	日本で事業開始した事業年度が設立1期目 となるので、基準期間のない新設法人とし て納税義務の有無を判定する	消法12の2
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			設立の日は、外国法人がその本国において 設立された日で判定するので、基準期間の ない法人になるとは限らない	 平成14年6月作成
番号 4	区 分	納税義務	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	匿名組合契約によ る事業の納税義務 者	匿名組合員がそれぞれの出資持分に応じ て、資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行っ たことになる	消基通1-3-2
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			匿名組合に属する財産及び匿名組合の行為 は営業者に帰属することになるので、営業 者が単独で納税義務者となる。	 平成14年6月作成
番号 5	区 分	納税義務	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	輸出売上がある場 合の基準期間にお ける課税売上高の 計算	輸出売上は免税取引とされているので、基 準期間の課税売上高においても、それを含 めずに3000万円以下であるかどうか判 定する	消法9②、消基通1-4-2
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			輸出免税の対象となる売上高は、もともと 課税取引に係る対価なので、輸出免税売上 高を含めて基準期間における課税売上高を 計算する	 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 消費

区 分	納税義務	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	前々課税期間が基準期間となる	消法2①十四
6	課税期間の特例を選択している法人の基準期間	正しい答え 基準期間は前々「事業年度」（個人事業者は前々「年」）である	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	納税義務	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目		消基通1-4-5
7	基準期間における課税売上高の計算	正しい答え	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	納税義務	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	資本又は出資の金額が千万円以上であるかどうかの判定は、事業年度終了の日に行う	消法12の2
8	基準期間がない法人の納税義務の免除「特例」が適用される法人の判定	正しい答え 事業年度開始の日における資本又は出資の金額が千万円以上であるかどうかで判定する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	納税義務	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	資本金1千万円の法人につき3期目も課税事業者となる	消法9、12の2
9	資本金1千万円で設立した法人の3期目の納税義務	正しい答え 基準期間がある場合は基準期間で判定するので、基準期間である1期目の課税売上高が3千万円以下であれば免税事業者となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

区 分	納税義務	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	合併があった日を含む事業年度に行った課税資産の譲渡等について、すべて申告する必要がある	消法11①
10	免税事業者が、合併により課税事業者となった事業年度の申告	正しい答え 合併があった日から合併があった日の属する事業年度終了の日までの間に行った課税資産の譲渡等のみ、申告対象となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 消費

番号	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		物品切手等の譲渡で非課税である	消基通6-4-5
	商品券発行の課否			
11			正しい答え 物品切手等の発行は、物品の給付請求権等を表彰する証書の発行行為であり、資産の譲渡とは法的性格が異なるので、資産の譲渡等に該当しない（不課税）	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		ごみシールは東京都が行う役務提供に係るものなので、非課税となる行政手数料等に該当する	別表1五、消基通6-5-1
	東京都のごみシールの課否			
12			正しい答え 東京都が行う事業系ごみの収集、運搬、処理という役務提供は、非課税となる行政手数料等ではない（課税取引）	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		包括承継なので課税対象とならない	消法2①八、4①
	営業譲渡に伴って行われる資産の移転の課否			
13			正しい答え 営業譲渡は通常の譲渡と同様の取扱いとなるので、その対象となる資産について個々に課税の対象となるかどうか判定する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		適格分割であれば不課税、非適格分割であれば課税となる	消令2①五
	会社分割に伴って行われる資産の移転の課否			
14			正しい答え 分割は包括承継であり、財産の譲渡とは異なるものなので、適格・非適格を問わず不課税となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		包括承継なので課税対象とならない	消法2①八、消令2①二
	現物出資・事後設立に伴って行われる資産の移転の課否			
15			正しい答え 現物出資・事後設立により資産を移転する行為は資産の譲渡等に該当する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 消費

番号	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
16	誤りやすい項目	ゴルフ会員権を譲渡した場合の課否	株式形態のものは株式の譲渡、預託形態のものは金銭債権の譲渡にそれぞれ該当するので、いずれも非課税	法別表1二、法令9②
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			ゴルフ会員権の譲渡は、ゴルフ場を優先的に利用できる権利の譲渡であり、課税対象となる	
				平成14年6月作成
番号	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
17	誤りやすい項目	ゴルフ会員権の買取償却の課否	発行者であるゴルフ場に返還する取引であるから、資産の譲渡に該当しない(不課税取引)	消費税一問一答P.44
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			市場において行われる会員権の売買と同様の取扱いとなるので課税取引	
				平成14年6月作成
番号	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
18	誤りやすい項目	ゴルフ会員権の預託金の返還を受けた場合の課否	優先施設利用権の権利の消滅の対価と認められるので課税取引	消費税一問一答P.44
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			債務の履行として預託金を返還しているにすぎず、資産の譲渡に該当しない(不課税)	
				平成14年6月作成
番号	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
19	誤りやすい項目	駐車場の貸付けの対価の課否	土地の貸付けであり非課税	消令8、消基通6-1-5
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			土地をそのまま貸付ける場合(青空駐車場等)は非課税であるが、施設の貸付けの場合(アスファルト敷等)は課税となる	納税者が誤解していることが多い。
				平成14年6月作成
番号	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
20	誤りやすい項目	個人事業者の生活用資産を売却した場合の課否	課税である	消基通5-1-1(注)1
			正しい答え	その他(コメント・作成年月)
			「事業として」行う取引ではないので不課税である	
				平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 消費

番号 21	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		個人事業者が廃業した場合は、事業用資産が家事用資産に転ずるだけで、譲渡に該当しないので不課税	消法4④一、消費税一問一答P.13
	個人事業者の廃業に伴う事業用資産の譲渡の課否		正しい答え 事業の廃止に伴い事業用資産に該当しなくなった時点で、家事のために消費又は使用したものとみなし、みなし譲渡の規定が適用されるので、課税取引となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 22	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		居住用なので非課税である	消基通5-1-7(3)
	居住用に貸し付け、不動産所得を生じていた建物を譲渡した場合の課税		正しい答え 事業用資産の譲渡なので課税売上となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 23	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		PHSを時価で販売したものとみなして、その価格を課税資産の譲渡等の対価に含める	消法2①八、4④、消基通5-1-2
	消費者にPHSを無償で販売した場合の課否		正しい答え 国内取引においての無償取引は、資産の譲渡等に対する反対給付としての対価を得ていなければ、原則として消費税の課税対象とならない(不課税)	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 24	区 分	課否判定	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		消費者が賦払代金のほかに信販会社に支払う手数料は、役務提供の対価であるから課税対象となる	消令10③九、十
	クレジット手数料の課否		正しい答え 消費者が賦払代金のほかに信販会社に支払う手数料は、割賦購入斡旋に係る手数料又は賦払金のうち利子に相当するものであるから、非課税となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号 25	区 分	課税標準	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		軽油引取税相当額は課税標準に含めない	消基通10-1-11
	特約店以外の販売店が行う軽油販売の消費税の課税標準		正しい答え 軽油引取税相当額を含めた金額が譲渡対価となるので、課税標準に含める	その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 消費

区 分	課税標準	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	固定資産税は租税公課であり、その授受は未経過分を預かる行為なので、課税資産の譲渡対価に含まれない	消基通10-1-6
26	建物の譲渡価格に未経過固定資産税相当額を上乗せして販売する場合の課税標準	正しい答え 買受人はその固定資産税の納税義務者ではないので、その金額は、租税公課ではなく建物の譲渡対価を構成するものであり、全体の価格が課税資産の譲渡等の対価となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
区 分	仕入控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	下取価額を控除した金額が課税仕入れとなる	消基通10-1-17
27	車の購入に際し下取りがある場合の仕入控除	正しい答え 下取価額を控除する前の車の価額が課税仕入れとなり、下取価額は課税売上げとなる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
区 分	仕入控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	課税売上割合0となるため、仕入税額控除はできない	消法30②-一
28	課税売上がない課税期間の仕入税額控除	正しい答え 個別対応方式を採用すれば、課税資産の譲渡等によりのみ要するものは仕入税額控除（還付を受けることが）できる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
区 分	仕入控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	物品切手の譲渡で非課税である	消法2①十二
29	講師謝金を商品券で支払った場合の取扱い	正しい答え 物品切手を役務提供の対価としての支払に充てた場合は、支払手段として使用したことになり、仕入税額控除の対象となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
区 分	仕入控除	誤った認識	根拠法令等
番号	誤りやすい項目	有価証券の譲渡は非課税であるから、その手数料も非課税取引となる	消法30①、②
30	有価証券の売買手数料に係る仕入控除	正しい答え 売買の委託という役務提供の対価であり課税取引となるが、個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合は、非課税売上に対応する課税仕入となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 消費

番号	区 分	仕入控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	MMFを譲渡（解約）した場合の課税売上割合の計算	有価証券の譲渡であり非課税となるので、譲渡対価の5%相当額を課税売上割合の計算上分母に含める	別表1二、三、消令10③、48①、⑤、消基通6-2-1
31			正しい答え 設定後30日以内の換金是有価証券の譲渡であるが、30日経過後の解約は収益分配金とされ、その金額を課税売上割合の計算上分母に含める（元本部分は不課税）	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	仕入控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	火災保険金で新築した建物の課税仕入れ	受取保険金と建物取得費用を相殺する	消基通5-2-4、11-2-10
32			正しい答え 受取保険金は、資産の引渡しやサービスの提供の対価として受け取るものではないので不課税、建物の取得費用は課税仕入れの対象となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	仕入控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	所得税法の非課税限度額を超える通勤手当に係る仕入控除	給与に該当するので、課税仕入れに該当しない	消基通11-2-2
33			正しい答え 通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れとなるので、所得税法上の非課税限度額を超える部分であっても課税仕入に該当する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	仕入控除	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	仕入先が免税事業者の場合の仕入控除	免税事業者との取引は仕入控除できない	消法2①十二、30
34			正しい答え 取引相手が免税事業者であるかどうかにかかわらず、その取引が課税仕入に該当するかどうかで判定する	その他(コメント・作成年月) 質問の多い事項 平成14年6月作成
番号	区 分	輸入取引	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	輸入取引の課税標準	保税地域から課税貨物を引取る場合の課税標準は、引取る際の関税課税価格（CIF価格）である	消法28③
35			正しい答え 輸入取引の課税標準は、「関税課税価格＋関税＋消費税及び地方消費税以外の個別消費税」である	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 消費

番号	区 分	輸入取引	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	無償で貨物を輸入する場合の課否	対価の授受なしに行われる取引なので不課税である	消法4②、消基通5-6-2
36			正しい答え 輸入取引は対価性の有無を問わず、保税地域から引き取られる外国貨物が課税対象となるので、無償であっても原則として消費税は課税される	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	簡易課税	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	ゲームソフトを自ら開発し、パッケージソフトとして量産して事業者に販売した場合の業種区分	ソフトウェア業に該当し、第5種事業	平成12年消費税審理事務研修資料
37			正しい答え 開発の請負いは第5種事業に該当するが、量産販売しているため、製造業・その他の製造業・他に分類されない製造業・情報記録物製造業に該当し、第3種事業となる	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	簡易課税	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	タイヤ交換と工賃の業種区分	タイヤ交換は、第1種又は第2種に該当する	消令57④
38			正しい答え 工賃がサービスであれば1種又は2種、工賃を区分していれば工賃部分は5種、工賃がサービスであるか明らかでなく区分していなければすべての取引が5種	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	簡易課税	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	ホテル内での自動販売機による飲料水販売の業種区分	自動販売機での販売も含めて、旅館業の第5種事業に該当する	消令57⑥
39			正しい答え 自動販売機の販売は、第2種事業に該当する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	簡易課税	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	ホテル内の部屋に設置された冷蔵庫による飲料水の販売の業種区分	自動販売機の販売同様第2種事業に該当する	消令57⑤四ハ、消基通13-2-8の2
40			正しい答え 部屋に備え付けの冷蔵庫による飲料水の販売は第4種事業に該当する	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 消費

番号	区 分	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		
41	簡易課税適用者の基準期間における課税売上高が2億円超となった後再び2億円以下となった場合	基準期間の課税売上高が2億円超となった場合、簡易課税を選択した効力は消滅するので、その後は実額計算で申告する	消基通13-1-3
		正しい答え 簡易課税を適用しなければならない（消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出しない限りその効力は存続する）	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		
42	「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、翌課税期間開始の日前に、取り下げすることの可否	簡易課税は、届出書を提出した翌課税期間から適用されるのであるから、その前であれば取り下げできる	消法37
		正しい答え 「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出について瑕疵がなければ、その提出された届出書は有効であり、原則として、取り下げは認められない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		
43	法人税の申告期限延長特例を受けている場合の消費税の確定申告期限	申告期限の延長が認められる	消費税一問一答(10年3月) P1025
		正しい答え 消費税法は、法人税法のように「確定した決算に基づき」という要件がないことから、申告期限の延長を認める規定はないので延長できない	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)
番号	区 分	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目		
		正しい答え	その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 印紙

番号	区 分	誤った認識	根拠法令等
1	誤りやすい項目 営業に関しない受取書	受取書はすべて課税 正しい答え 営業に関しない受取書は非課税	印法別表第1第17号非課税物件欄、印基通別表第1第17号文書22～27、印便覧「営業に関しない受取書」 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
2	誤りやすい項目 公益法人が作成する領収書	収益事業に関する領収書は課税 正しい答え 公益法人の場合は、収益事業に関する領収書を作成しても印紙税法上、営業に関しない受取書として取り扱い非課税	印基通別表第1第17号文書22、印便覧「公益法人の領収書」 その他(コメント・作成年月)
3	誤りやすい項目 納税証明書の請求に収入印紙を貼る必要性及び消印	収入印紙を貼付けた場合、納税者自身が消印をしなければ納税したことにならない 正しい答え 納税証明書の請求に際する収入印紙は、行政手数料であり印紙税ではない。したがって、納税者は消印できない	国通法123、国通令42①②、図解国税通則法(13年版)p147 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
4	誤りやすい項目 売上代金以外の受取書	売上代金以外の受取書は非課税 正しい答え 売上代金以外の受取書であっても営業に関しないものを除き課税。ただし、200円の定額税率となる	印法別表第1第17号の2文書、印便覧「売上代金に該当しない金銭等の受取書」 その他(コメント・作成年月) 印法別表第1第17号の定義欄1の()書にも注意 平成14年6月作成
5	誤りやすい項目 請負契約と委任契約の判断	契約書のタイトルに請負の文言があれば当然請負契約書として課税 正しい答え	印基通別表第1第2号文書、印便覧「請負」、「委任」 その他(コメント・作成年月)

税相版 誤りやすい事例集

税 目 印紙

番号	区 分	誤った認識	根拠法令等
6	誤りやすい項目 作成場所（日本国内か国外か）について	判然としない場合は印紙税は課税しない 正しい答え 作成場所が日本国内であれば印紙税法の適用がある。	印基通49、印基通44 その他(コメント・作成年月) 納税地については、印法6、印令4、印基通49～52 平成14年6月作成
7	誤りやすい項目 文書名による課非判定	契約書という名称がついていない文書は課税しない 正しい答え 契約書の名称がついていなくても課税文書になり得る。印紙税法上の課税事項があるかどうかで判断する	印法別表第1通則5、印基通2～4、印基通12～21、印便覧「契約書」「申込書等と表示された文書」「注文書」「請書」「念書」「借書」 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
8	誤りやすい項目 クレジットで商品を販売した時に作成する領収書	売上代金の受取書に該当するから、記載金額により階級定額税率が適用になる 正しい答え	印法別表第1第17号文書、※注意 印便覧「プリペイドカードにより代金決済した場合」「デビットカード取引における口座引当金受取書」 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
9	誤りやすい項目 医師が発行する領収書	領収書は誰が発行しても記載金額3万円以上は課税文書となる 正しい答え 営業に関しない受取書及びその行為が営業に関しないものと取扱う者がその業務上作成する受取書は非課税となっている	印法別表第1第17号文書、非課税物件欄、印基通別表第1第17号文書22～27、印便覧「営業に関しない受取書」「医師等が作成する受取書」 その他(コメント・作成年月) 商法では、法人は全て営業者である(商法4、52、523) 平成14年6月作成
10	誤りやすい項目 課税文書に貼付した収入印紙の消印	収入印紙は課税文書に貼付するだけでよい 正しい答え 印紙税を納付する目的で課税文書に収入印紙を貼付した場合は、課税文書と収入印紙の彩紋とにかけ消印をする必要がある	印法8②、印令5、印基通64、65 その他(コメント・作成年月) 消印をしなかった場合印法20③により過怠税の対象となる 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 印紙

区分 番号 11	誤りやすい項目 未使用の収入印紙に対する印紙税の還付	誤った認識 印紙税の還付は受けられる 正しい答え 未使用の収入印紙の印紙税還付は受けられない。印紙税として還付が受けられるのは、収入印紙を貼付け、結果、過誤納になった場合	根拠法令等 印法14、印令14、印基通115、印便覧「過誤納金の還付」、印便覧「収入印紙の交換に関する省令」 その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
区分 番号 12	誤りやすい項目 1年以上にわたって使用する通帳、判取帳	誤った認識 1冊につき1度だけ所定の収入印紙を貼付すればよい 正しい答え 最初の作成の日から1年を経過した日以降、最初に付込みをした時に所定の収入印紙を貼付け消印をする必要がある	根拠法令等 印法4②、印基通8 その他(コメント・作成年月) 印法別表第1通則3ホの規定に注意 平成14年6月作成
区分 番号 13	誤りやすい項目 消費税の免税業者が消費税相当額を区分記載して作成した金銭の受取書	誤った認識 記載金額に含めなくてもよい 正しい答え 記載金額に含める。免税事業者については、その取引に課されるべき消費税等がないので、具体的金額を区分記載したとしても、その金額は含める	根拠法令等 消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いについて(元・3・10 間消3-2) その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
区分 番号 14	誤りやすい項目 自宅を売却したときの金銭の受取書	誤った認識 売上代金に係る金銭の受取書として課税 正しい答え 営業に関しない受取書に該当し非課税。事業を行う個人であっても私的財産を譲渡したときの受取書は営業に関しないものとなる	根拠法令等 印法別表第1第17号文書非課税物件欄、印便覧「営業に関しない受取書」 その他(コメント・作成年月)
区分 番号 15	誤りやすい項目 2号文書と7号文書とに該当する場合の所属	誤った認識 2号文書の方が先に掲名されているため2号文書となる 正しい答え 印法別表第1通則3イにより、2号あるいは7号文書の所属を決定する。2号文書に記載金額がある場合は2号文書、2号文書に記載金額がない場合は7号文書	根拠法令等 印法別表第一通則3イ その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成

税相版 誤りやすい事例集

税 目 印紙

番号	区 分	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	申込文書であり不課税	印法別表第1通則5、印基通2～4、印便覧「契約書」「申込書等と表示された文書」「注文書」「請書」「注文書」「請負」
16	見積書を引用している注文書（請負）の課否等	正しい答え 契約の申し込みに対する承諾の事実を証明する文書であり課税文書になる場合がある	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成
番号	区 分	誤った認識	根拠法令等
	誤りやすい項目	最初の受取書で印紙税を納付済であるから、再発行分には必要ない	印法2、印基通2
17	売上代金に係る受取書を再発行した場合	正しい答え 印紙税は文書課税であるから、課税文書である限り、一の取引で数通又は数回作成されれば何通でも、また、何回でも課税される	その他(コメント・作成年月) 平成14年6月作成